

改正後

改正前

【改正後全文】

- 20文科初第1279号
雇児発第0305005号
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号
雇児発0701第3号
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号
雇児発1221第1号
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号
雇児発0308第2号
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号
雇児発0331第3号
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号
雇児発0114第1号
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号
雇児発0117第1号
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号
雇児発0208第1号
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号
雇児発0623第1号
平成23年6月23日
- 【第九次改正】23文科初第587号
雇児発0722第1号
平成23年7月22日
- 【第十次改正】23文科初第1485号
雇児発0215第2号
平成24年2月15日
- 【第十一次改正】23文科初第1669号
雇児発0313第6号
平成24年3月13日
- 【第十二次改正】23文科初第1784号
雇児発0331第17号
平成24年3月31日
- 【第十三次改正】24文科初第581号
雇児発0823第1号
平成24年8月23日
- 【第十四次改正】24文科初第986号
雇児発1228第1号
平成24年12月28日
- 【第十五次改正】24文科初第1226号
雇児発0226第7号
平成25年2月26日
- 【第十六次改正】25文科初第341号
雇児発0606第2号
平成25年6月6日
- 【第十七次改正】25文科初第840号
雇児発1018第1号
平成25年10月18日

- 【第十八次改正】25文科初第1132号
雇児発1226第4号
平成25年12月26日
- 【第十九次改正】25文科初第1321号
雇児発0206第8号
平成26年2月6日
- 【第二十次改正】25文科初第1444号
雇児発0529第35号
平成26年5月29日
- 【第二十一次改正】27文科初第380号
雇児発0604第1号
平成27年6月4日
- 【第二十二次改正】28文科初第1658号
雇児発0311第9号
平成28年3月11日
- 【第二十三次改正】28文科初第443号
雇児発0615第1号
平成28年6月15日
- 【第二十四次改正】28文科初第1841号
雇児発0331第29号
平成29年3月31日
- 【第二十五次改正】29文科初第150号
雇児発0420第1号
平成29年4月20日
- 【第二十六次改正】30文科初第167号
子発0425第4号
平成30年4月25日
- 【第二十七次改正】30文科初第1368号
子発0401第11号
平成31年4月1日
- 【第二十八次改正】府子本第439号
2文科初第84号
子発0424第1号
令和2年4月24日
- 【第二十九次改正】府子本第74号
2文科初第1628号
子発0203第1号
令和3年2月3日
- 【第三十次改正】府子本第696号
3文科初第357号
子発0531第3号
令和3年5月31日
- 【第三十一次改正】府子本第932号
3文科初第1096号
子発1001第2号
令和3年10月1日
- 【第三十二次改正】府子本第147号
3文科初第2165号
子発0221第3号
令和4年2月21日
- 【第三十三次改正】府子本第749号
4文科初第846号
子発0707第5号
令和4年7月7日

【改正後全文】

- 20文科初第1279号
雇児発第0305005号
平成21年3月5日
- 【第一次改正】21文科初第6269号
雇児発0701第3号
平成21年7月1日
- 【第二次改正】21文科初第362号
雇児発1221第1号
平成21年12月21日
- 【第三次改正】21文科初第645号
雇児発0308第2号
平成22年3月8日
- 【第四次改正】21文科初第820号
雇児発0331第3号
平成22年3月31日
- 【第五次改正】22文科初第1442号
雇児発0114第1号
平成23年1月14日
- 【第六次改正】22文科初第1354号
雇児発0117第1号
平成23年1月17日
- 【第七次改正】22文科初第1552号
雇児発0208第1号
平成23年2月8日
- 【第八次改正】23文科初第405号
雇児発0623第1号
平成23年6月23日
- 【第九次改正】23文科初第587号
雇児発0722第1号
平成23年7月22日
- 【第十次改正】23文科初第1485号
雇児発0215第2号
平成24年2月15日
- 【第十一次改正】23文科初第1669号
雇児発0313第6号
平成24年3月13日
- 【第十二次改正】23文科初第1784号
雇児発0331第17号
平成24年3月31日
- 【第十三次改正】24文科初第581号
雇児発0823第1号
平成24年8月23日
- 【第十四次改正】24文科初第986号
雇児発1228第1号
平成24年12月28日
- 【第十五次改正】24文科初第1226号
雇児発0226第7号
平成25年2月26日
- 【第十六次改正】25文科初第341号
雇児発0606第2号
平成25年6月6日
- 【第十七次改正】25文科初第840号
雇児発1018第1号
平成25年10月18日

- 【第十八次改正】25文科初第1132号
雇児発1226第4号
平成25年12月26日
- 【第十九次改正】25文科初第1321号
雇児発0206第8号
平成26年2月6日
- 【第二十次改正】25文科初第1444号
雇児発0529第35号
平成26年5月29日
- 【第二十一次改正】27文科初第380号
雇児発0604第1号
平成27年6月4日
- 【第二十二次改正】28文科初第1658号
雇児発0311第9号
平成28年3月11日
- 【第二十三次改正】28文科初第443号
雇児発0615第1号
平成28年6月15日
- 【第二十四次改正】28文科初第1841号
雇児発0331第29号
平成29年3月31日
- 【第二十五次改正】29文科初第150号
雇児発0420第1号
平成29年4月20日
- 【第二十六次改正】30文科初第167号
子発0425第4号
平成30年4月25日
- 【第二十七次改正】30文科初第1368号
子発0401第11号
平成31年4月1日
- 【第二十八次改正】府子本第439号
2文科初第84号
子発0424第1号
令和2年4月24日
- 【第二十九次改正】府子本第74号
2文科初第1628号
子発0203第1号
令和3年2月3日
- 【第三十次改正】府子本第696号
3文科初第357号
子発0531第3号
令和3年5月31日
- 【第三十一次改正】府子本第932号
3文科初第1096号
子発1001第2号
令和3年10月1日
- 【第三十二次改正】府子本第147号
3文科初第2165号
子発0221第3号
令和4年2月21日
- 【第三十三次改正】府子本第749号
4文科初第846号
子発0707第5号
令和4年7月7日

改正後

【第三十四次改正】府子本第360号
4文科初第2677号
子発0329第10号
令和5年3月29日
【第三十五次改正】府子本第361号
4文科初第2679号
子発0330第3号
令和5年3月30日
【第三十六次改正】~~こ成事第572号~~
5文科初第1573号
令和5年12月1日

改正前

【第三十四次改正】府子本第360号
4文科初第2677号
子発0329第10号
令和5年3月29日
【第三十五次改正】府子本第361号
4文科初第2679号
子発0330第3号
令和5年3月30日

改正後

各都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について」(平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号)をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

改正前

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について

標記については、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について」(平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号)をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成21年1月27日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市町村に通知されたい。

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。</p> <p>① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の2の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。 イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。 ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。 エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。 また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1 通則 子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業 (1) 基金の設置 基金は、都道府県がこれを設置するものとする。</p> <p>(2) 基金の設置方法 基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。</p> <p>① 基金の設置目的 ② 基金の額 ③ 基金の管理 ④ 運用益の処理 ⑤ 基金の処分</p> <p>(3) 基金事業の実施 ① 基金事業の実施計画の作成等 ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、別添「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業」の2の⑥欄において事業ごとに規定する事業実施期限（以下「事業実施期限」という。）までの特別対策事業に係る計画を策定し、都道府県に報告するものとする。 イ 都道府県は、事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するものとする。 ウ 都道府県は、必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行い、事業実施期限のうち最も遅い日までの基金事業に係る計画を策定する。 エ 都道府県は、市町村が事業実施期限までの特別対策事業に係る計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。 また、都道府県は、基金事業に係る計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。 ② 基金の取崩し 都道府県は、基金事業に係る計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。 ただし、事業実施期限の翌日以降実施した事業にかかる経費については、支出できないものとする。</p>

改正後	改正前
<p>③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p> <p>(4) 運用益の処理 基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(5) 基金事業の中止 都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(6) 基金の処分の制限 基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。</p> <p>(7) 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表 都道府県は、基金の名称、基金設置団体名、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標及び基金事業等を公募により行う場合は、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、別添様式により、令和5年<u>12月1日</u>の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、<u>こども家庭庁及び</u>文部科学省が当該事項をホームページに公表した場合であって、当該ホームページのアドレスを、自らのホームページにおいて公表する場合はこの限りではない。</p> <p>(8) 事業の終了</p> <p>① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。 ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。） なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し3ヶ月後」と読み替えるものとする。</p> <p>② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。</p> <p>③ 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣が認め、補助金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣が指定する期日までに国庫に返納しなければならない。</p>	<p>③ 基金事業に係る計画の見直し 都道府県は、必要に応じて基金事業に係る計画を見直すことができるものとする。</p> <p>(4) 運用益の処理 基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。</p> <p>(5) 基金事業の中止 都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(6) 基金の処分の制限 基金（（4）により繰り入れた運用益を含む。）は、特別対策事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。</p> <p>(7) 基金事業の運営及び管理に関する基本的事項の公表 都道府県は、基金の名称、基金設置団体名、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標及び基金事業等を公募により行う場合は、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について、別添様式により、令和5年<u>3月30日</u>の翌日から起算して45日以内に自らのホームページにおいて公表しなければならない。なお、<u>内閣府、</u>文部科学省<u>及び厚生労働省</u>が当該事項をホームページに公表した場合であって、当該ホームページのアドレスを、自らのホームページにおいて公表する場合はこの限りではない。</p> <p>(8) 事業の終了</p> <p>① 特別対策事業は事業実施期限をもって終了とする。また、基金事業は事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。 ただし、事業実施期限のうち最も遅い日が到来した時点における特別対策事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。） なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、（3）の①のウの「事業実施期限のうち最も遅い日」を「事業実施期限のうち最も遅い日の翌日から起算し3ヶ月後」と読み替えるものとする。</p> <p>② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。</p> <p>③ 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>が認め、補助金の全部又は一部に相当する額の返納を命じた場合には、<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>が指定する期日までに国庫に返納しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 区分ごとの精算</p> <p>① 事業実施期限が到来した事業は、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」、別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」及び別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」にかかる分を除き、別添の2の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を <u>こども家庭庁長官及び文部科学大臣</u>（平成27年度分以降は <u>こども家庭庁長官</u>（別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は <u>こども家庭庁長官及び文部科学大臣</u>））に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。</p> <p>② 別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」及び別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」に係る精算については、別添の2の⑥に定める事業実施期限が到来した場合には、事業実施期限の属する年度の末日までの収支について精算することとする。精算に当たっては、当該事業に係る保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を <u>こども家庭庁長官</u>（別添8「認定こども園整備事業」及び別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」を含む場合は <u>こども家庭庁長官及び文部科学大臣</u>）に事業実施期限の属する年度の翌年度の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、当該事業に係る残余金を国庫に返還しなければならない。</p> <p>③ 別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」及び別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、事業実施期限が最も遅い事業に係る精算については、②に関わらず、(8)②によるものとする。</p> <p>④ 別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」に係る精算については、別添の2の⑦欄に</p>	<p>(9) 区分ごとの精算</p> <p>① 事業実施期限が到来した事業は、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」、別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」及び別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」にかかる分を除き、別添の2の①欄の区分ごとに、⑦欄に掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を <u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>（平成27年度分以降は <u>厚生労働大臣</u>（別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は <u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>））に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。</p> <p>② 別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」及び別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」に係る精算については、別添の2の⑥に定める事業実施期限が到来した場合には、事業実施期限の属する年度の末日までの収支について精算することとする。精算に当たっては、当該事業に係る保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を <u>厚生労働大臣</u>（別添8「認定こども園整備事業」及び別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」を含む場合は <u>文部科学大臣及び厚生労働大臣</u>）に事業実施期限の属する年度の翌年度の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、当該事業に係る残余金を国庫に返還しなければならない。</p> <p>③ 別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添11の2「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」及び別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、事業実施期限が最も遅い事業に係る精算については、②に関わらず、(8)②によるものとする。</p> <p>④ 別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」に係る精算については、別添の2の⑦欄に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を <u>こども家庭庁長官</u> に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(10) 事業実施状況報告</p> <p>都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を <u>こども家庭庁長官及び</u> 文部科学大臣（平成27年度分以降は <u>こども家庭庁長官</u>（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は <u>こども家庭庁長官及び</u> 文部科学大臣））、令和2年度分以降は <u>こども家庭庁長官</u>（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は <u>こども家庭庁長官及び</u> 文部科学大臣））に提出するとともに公表しなければならない。</p> <p>なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度、別添の2の⑦欄に掲げる精算時期の属する年度、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」又は別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」の事業実施期限の属する年度の事業実施状況報告については、(8)②又は(9)によるものとする。</p> <p>第3 特別対策事業の実施</p> <p>(1) 特別対策事業の対象</p> <p>特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。</p> <p>ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。</p> <p>① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</p> <p>② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業</p> <p>(2) 特別対策事業の実施主体</p> <p>特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、別添1、2、4、6から12、14から22、<u>25及び37</u> に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。</p> <p>(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等</p>	<p>掲げる時期までの収支について精算することとする。精算にあたっては、区分ごとの保有額、基金事業にかかる保管の状況等必要な事項を <u>内閣総理大臣</u> に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した区分の残余金を国庫に返還しなければならない。</p> <p>(10) 事業実施状況報告</p> <p>都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を 文部科学大臣 <u>及び厚生労働大臣</u>（平成27年度分以降は <u>厚生労働大臣</u>（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は 文部科学大臣 <u>及び厚生労働大臣</u>））、令和2年度分以降は <u>内閣総理大臣及び厚生労働大臣</u>（別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」及び別添24「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を含む場合は <u>内閣総理大臣、</u> 文部科学大臣 <u>及び厚生労働大臣</u>））に提出するとともに公表しなければならない。</p> <p>なお、事業実施期限のうち最も遅い日の属する年度、別添の2の⑦欄に掲げる精算時期の属する年度、別添1「保育所緊急整備事業」、別添1の2「小規模保育整備事業」、別添2「賃貸物件による保育所整備事業」、別添3「子育て支援のための拠点施設整備事業」、別添4「放課後児童クラブ設置促進事業」、別添6「家庭的保育改修等事業」、別添6の5「認可化移行総合支援事業」、別添7の3「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」、別添7の4「保育士修学資金貸付事業」、別添7の6「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」、別添7の7「幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業」、別添7の8「保育所等保育士資格取得支援事業」、別添8「認定こども園整備事業」、別添8の2「幼稚園耐震化促進事業」、別添9の1「小規模保育設置促進事業」、別添11の2「保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得支援事業」、別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」、別添20「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」又は別添22「児童虐待防止対策緊急強化事業」の事業実施期限の属する年度の事業実施状況報告については、(8)②又は(9)によるものとする。</p> <p>第3 特別対策事業の実施</p> <p>(1) 特別対策事業の対象</p> <p>特別対策事業は、別添に掲げる事業とする。</p> <p>ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。</p> <p>① 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</p> <p>② 土地の買収又は整地に要する費用に対し補助を行う事業</p> <p>(2) 特別対策事業の実施主体</p> <p>特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、別添1、2、4、6から12、14から22 <u>及び</u> 25 に掲げる事業者（以下「事業者」という。）への委託、補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。</p> <p>(3) 市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請等</p>

改正後	改正前
<p>① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。</p> <p>③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。 その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。</p>	<p>① 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合には、都道府県に対し特別対策事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>② 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成を行うものとする。</p> <p>③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。 その場合、都道府県の負担が生じる特別対策事業については、都道府県負担分を併せて助成するものとする。</p>
<p>(4) 特別対策事業の中止</p> <p>① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣の指示を受けなければならない。</p>	<p>(4) 特別対策事業の中止</p> <p>① 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>② 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>③ ②に基づき都道府県知事が指示する場合は、あらかじめ<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>の指示を受けなければならない。</p>
<p>(5) 事業実施報告</p> <p>市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。</p>	<p>(5) 事業実施報告</p> <p>市町村は、特別対策事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。</p>
<p>第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件</p> <p>特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p>	<p>第4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件</p> <p>特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p>
<p>(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合</p> <p>① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。</p> <p>② 別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、<u>こども家庭庁長官</u>が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>こども家庭庁長官</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>③ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、<u>こども家庭庁長官及び</u>文部科学大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>④ <u>こども家庭庁長官又は</u>文部科学大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>⑥ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特</p>	<p>(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合</p> <p>① 助成対象事業（第3に規定する事業）に使用しなければならない。</p> <p>② 別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、<u>厚生労働大臣</u>が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>③ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>及び厚生労働大臣</u>の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>④ <u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣<u>又は厚生労働大臣</u>の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>⑥ 特別対策事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特</p>

改正後	改正前
<p>別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(2) 市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合</p> <p>都道府県は、市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>④ 市町村は特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>また、事業者は特別対策事業にかかる収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>⑧ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県</p>	<p>別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>⑦ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(2) 市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合</p> <p>都道府県は、市町村が実施する特別対策事業及び都道府県が事業者に行わせる特別対策事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>① 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>② 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>③ 特別対策事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>④ 市町村は特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>また、事業者は特別対策事業にかかる収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、特別対策事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>⑤ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑦ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>⑧ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県</p>

改正後	改正前
<p>に納付させることがある。</p> <p>⑨ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>⑩ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>⑪ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>⑫ 市町村及び事業者が①から⑪により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑬ ①又は②に基づき、都道府県知事が別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、<u>子ども家庭庁長官</u>が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認する場合には、あらかじめ<u>子ども家庭庁長官</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>⑭ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ<u>子ども家庭庁長官又は</u>文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合 都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>① (2)の②、③及び④に掲げる条件</p> <p>② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。 (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） (イ) 建物等の用途 (ウ) 利用定員</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>に納付させることがある。</p> <p>⑨ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>⑩ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>⑪ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>⑫ 市町村及び事業者が①から⑪により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑬ ①又は②に基づき、都道府県知事が別添17「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」のうち、<u>厚生労働大臣</u>が必要と認めた額にかかる事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認する場合には、あらかじめ<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>⑭ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣又は<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業者に対し市町村が助成することにより実施する特別対策事業に対して都道府県が助成金を助成する場合 都道府県は、市町村が事業者に対して助成し、特別対策事業を実施するために、この基金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>① (2)の②、③及び④に掲げる条件</p> <p>② 市町村が事業者に対して、この助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長」という。）の承認を受けなければならない。 (ア) 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。） (イ) 建物等の用途 (ウ) 利用定員</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。</p> <p>オ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ<u>子ども家庭庁長官又は</u>文部科学大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(4) (2) の⑥及び(3) の④により付した条件に基づき市町村及び事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(5) (2) の⑫及び(3) の⑤により付した条件に基づき市町村及び事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>(7) (1) の③、(2) の⑭及び(3) の⑥の<u>子ども家庭庁長官又は</u>文部科学大臣の承認手続等については、<u>子ども家庭庁分については「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号子ども家庭庁成育局長・支援局長連名通知)</u>、文部科学省分については「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る財産処分の承認等について」(平成31年3月29日30文科初第1368号文部科学省初等中等教育局長通知)を準用する。</p>	<p>なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。</p> <p>また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>ク 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>ケ 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。</p> <p>コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>サ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>③ ②により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>④ 事業者から財産処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑤ 事業者が②より付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。</p> <p>⑥ ③により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣<u>又は厚生労働大臣</u>の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(4) (2) の⑥及び(3) の④により付した条件に基づき市町村及び事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(5) (2) の⑫及び(3) の⑤により付した条件に基づき市町村及び事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>(7) (1) の③、(2) の⑭及び(3) の⑥の<u>内閣総理大臣、</u>文部科学大臣又は<u>厚生労働大臣</u>の承認手続等については、<u>内閣府分については「内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について」(平成20年5月27日府会第393号内閣府大臣官房会計課長通知)</u>、文部科学省分については「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等に係る財産処分の承認等について」(平成31年3月29日30文科初第1368号文部科学省初等中等教育局長通知)、<u>厚生労働省分については「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日雇発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通</u></p>

改正後	改正前
<p>第5 助成額の算定方法</p> <p>(1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～43の4に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。</p> <p>③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。</p> <p>ただし、別添6の4に掲げる事業については次により算出する。</p> <p>なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>④ 事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他その収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。</p> <p>⑤ ④により選定された額と（別表）補助基準額表に定める補助基準額を比較していずれか少ない方の額を助成額とする。</p> <p>第6 その他</p> <p>(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。</p> <p>(2) 都道府県は、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（2）及び（3）に基づき交付決定された交付額にかかる経理と、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）」、「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号）」、「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号）」、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（1）、（4）、（5）、（6）及び（7）、「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号）」、「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号）」、「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号）」、「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こど</p>	<p>知)を準用する。</p> <p>第5 助成額の算定方法</p> <p>(1) 特別対策事業の助成額は、次により算出する。</p> <p>なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>① 事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1～43の4に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② （別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。</p> <p>③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の2の⑤欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を助成額とする。</p> <p>ただし、別添6の4に掲げる事業については次により算出する。</p> <p>なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>④ 事業の対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他その収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額を算出する。</p> <p>⑤ ④により選定された額と（別表）補助基準額表に定める補助基準額を比較していずれか少ない方の額を助成額とする。</p> <p>第6 その他</p> <p>(1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。</p> <p>(2) 都道府県は、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（2）及び（3）に基づき交付決定された交付額にかかる経理と、「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号）」、「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号）」、「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号）」、「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号）」別紙の4（1）、（4）、（5）、（6）及び（7）、「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号）」、「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号）」、「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について（平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号）」、「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こど</p>

改正後	改正前
<p>も基金)の交付について(平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号)」、「平成28年度(平成27年度からの繰越分)子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号)」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和2年4月24日府子本第438号)」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号)」、「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号)」、「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号)」及び「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和4年12月23日厚生労働省発子1223第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分すると共に、両経理間の資金の移動は認めないものとする。</p> <p>(3) 都道府県は、別添の2の①欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、<u>こども家庭庁長官の承認を受け</u>なければならない。</p> <p>ただし、別添の2の①欄の「2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)」、「7 保育所等の複合化・多機能化推進事業」及び「8 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」と他の区分との間の経費の配分の変更及び「12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等(<u>こども家庭庁</u>関係)」と他の区分との間の経費の配分の変更は認めない。</p> <p>また、別添の2の①欄の「9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等」については他の区分から本区分への経費の配分変更は認めない。</p> <p>(4) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。</p>	<p>も基金)の交付について(平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号)」、「平成28年度(平成27年度からの繰越分)子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号)」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和2年4月24日府子本第438号)」、「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号)」、「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号)」、「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号)」及び「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の交付について(令和4年12月23日厚生労働省発子1223第2号)」に基づき既に交付されている交付額にかかる経理とを区分すると共に、両経理間の資金の移動は認めないものとする。</p> <p>(3) 都道府県は、別添の2の①欄の区分ごとの交付額について、特別対策事業を実施するにあたり、この各区分を超えて配分の変更をする場合は、<u>厚生労働大臣に事前に届け出</u>なければならない。</p> <p>ただし、別添の2の①欄の「2 保育サービス等の充実(文部科学省関係)」、「7 保育所等の複合化・多機能化推進事業」及び「8 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」と他の区分との間の経費の配分の変更及び「12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等(<u>内閣府</u>関係)」と他の区分との間の経費の配分の変更は認めない。</p> <p>また、別添の2の①欄の「9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等」については他の区分から本区分への経費の配分変更は認めない。</p> <p>(4) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。</p>

改正後	改正前
<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。 また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。 <u>ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</u></p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。 また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人</p>

改正後	改正前
<p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。</p> <p>ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）</p>	<p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。</p> <p>ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）</p>

改正後	改正前				
<p>ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用</p> <p>イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を本体工事の補助基準額に加算。</p> <p>ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算</p> <p>エ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算</p> <p>オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に基準額表に掲げる単価を別途加算。</p> <p>カ <u>平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について</u>に基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算</p> <p>キ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用</p> <p>ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象</p> <p>ケ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算</p> <p>コ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>② 補助率 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 （注）財政上の特別措置 次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="222 1864 1389 1898"> <tr> <td data-bbox="222 1864 1012 1898">① 区分</td> <td data-bbox="1012 1864 1389 1898">②補助率</td> </tr> </table>	① 区分	②補助率	<p>ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用</p> <p>イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、<u>地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について</u>に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。</p> <p>ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算</p> <p>エ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算</p> <p>オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に<u>1施設あたり24,400千円</u>を別途加算。 <u>ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。</u></p> <p>カ <u>緊急対策参加自治体</u>が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算</p> <p>キ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用</p> <p>ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象</p> <p>ケ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算</p> <p>コ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>② 補助率 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 （注）財政上の特別措置 次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1567 1864 2733 1898"> <tr> <td data-bbox="1567 1864 2356 1898">① 区分</td> <td data-bbox="2356 1864 2733 1898">②補助率</td> </tr> </table>	① 区分	②補助率
① 区分	②補助率				
① 区分	②補助率				

改正後				改正前			
	国	市町村	事業者		国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
<p>③ 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築 （注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。）</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>① 補助基準額 基準額表により算出する。 ア 定員規模による定額（「標準」単価） ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用 イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算 ウ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算 エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用 オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象） カ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算 キ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>② 補助率</p>				<p>③ 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築 （注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。）</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>① 補助基準額 基準額表により算出する。 ア 定員規模による定額（「標準」単価） ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用 イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算 ウ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算 エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用 オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象） カ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算 キ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>② 補助率</p>			

改正後

国1/2、市町村1/4、事業者1/4
 ※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項	2/3	1/12	1/4

③ 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(5(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)

改正前

国1/2、市町村1/4、事業者1/4
 ※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、補助率を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項	2/3	1/12	1/4

③ 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(5(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)

改正後		改正前	
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費	設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用	開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用 (工事着工日までの費用含む)	土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用 (工事着工日までの費用含む)
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用	定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に子ども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、子ども家庭庁又は各地方厚生(支)局と事前に相談すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生(支)局と事前に相談すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

改正後	改正前
<p>別添1の2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する。(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体(事業者) 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められてい</p>	<p>別添1の2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する。(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。)この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体(事業者) 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められてい</p>

改正後	改正前
<p>る施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。</p> <p>ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times \langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数}$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。}$</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p>	<p>る施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。</p> <p>ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times \langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数}$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。}$</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p>
<p>① 補助基準額</p> <p>別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。</p> <p>ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価） ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用</p> <p>イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を本体工事の補助基準額に加算。</p> <p>ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算</p> <p>エ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算</p> <p>オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に基準額表に掲げる単価を別途加算。</p>	<p>① 補助基準額</p> <p>別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。</p> <p>ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価） ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用</p> <p>イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。 <u>その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,970千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は17,030千円とする。</u></p> <p>ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算</p> <p>エ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算</p> <p>オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり24,400千円を別途加算。</p>

改正後

改正前

カ 平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針についてに基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合には定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用
ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象
ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置
次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）
創設、増築、増改築
（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。）

(2) (1) 以外の場合

ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。

カ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合には定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用
ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象
ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率
国2/3、市町村1/12、事業者1/4

（注）財政上の特別措置
次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）
創設、増築、増改築
（注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。）

(2) (1) 以外の場合

改正後	改正前																						
<p>① 補助基準額 基準額表により算出する。</p> <p>ア 定員規模による定額（「標準」単価） ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用</p> <p>イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算</p> <p>ウ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算</p> <p>エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用</p> <p>オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設整備工事のみが対象）</p> <p>カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算</p> <p>キ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>② 補助率 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、（1）に該当する市町村についても（2）の対象とし、補助率を1/2とする。 （注）財政上の特別措置 次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 区分</th> <th colspan="3">②補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</td> <td style="text-align: center;">3/4</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	① 区分	②補助率			国	市町村	事業者	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8	<p>① 補助基準額 基準額表により算出する。</p> <p>ア 定員規模による定額（「標準」単価） ただし、都市部については割増単価（「都市部」単価）を適用</p> <p>イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算</p> <p>ウ 開設準備費加算 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算</p> <p>エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用</p> <p>オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設整備工事のみが対象）</p> <p>カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算</p> <p>キ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>② 補助率 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※ ただし、改築、大規模修繕等の場合は、（1）に該当する市町村についても（2）の対象とし、補助率を1/2とする。 （注）財政上の特別措置 次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の補助率を適用することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">① 区分</th> <th colspan="3">②補助率</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</td> <td style="text-align: center;">3/4</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> <td style="text-align: center;">1/8</td> </tr> </tbody> </table>	① 区分	②補助率			国	市町村	事業者	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
① 区分		②補助率																					
	国	市町村	事業者																				
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8																				
① 区分	②補助率																						
	国	市町村	事業者																				
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8																				

改正後			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項	2/3	1/12	1/4

改正前			
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項	2/3	1/12	1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	小規模保育事業所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	小規模保育事業所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用（工事着工日までの費用含む）
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事

改正後		改正前	
費及び仮施設 設備工事費 （改築・増改築・大 規模修繕等の場合 が対象） ※大規模修繕等に ついては、仮施設 設備工事費のみ 対象	費又は工事請負費	費及び仮施設 設備工事費 （改築・増改築・大 規模修繕等の場合 が対象） ※大規模修繕等に ついては、仮施設 設備工事費のみ 対象	費又は工事請負費
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 職員の宿舎に要する費用</p> <p>③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に <u>子ども家庭庁</u> 所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」</u>による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>子ども家庭庁</u> 又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p> <p>(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p>		<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 職員の宿舎に要する費用</p> <p>③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に <u>厚生労働省</u> 所管 <u>一般会計</u> 補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」</u>による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u> 又は各 <u>地方厚生局若しくは地方厚生（支）局</u> と事前に相談すること。</p> <p>(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p>	

改正後	改正前
<p data-bbox="142 222 231 254">別添 2</p> <p data-bbox="578 310 1029 342" style="text-align: center;">賃貸物件による保育所等整備事業</p> <p data-bbox="151 401 356 432">1 事業の目的</p> <p data-bbox="186 447 1463 611">保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を整備するにあたり、都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所等の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="186 625 1463 703">また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。</p> <p data-bbox="151 760 356 791">2 事業の内容</p> <p data-bbox="160 806 356 837">(1) 事業内容</p> <p data-bbox="186 852 1463 1060">賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要となる賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。</p> <p data-bbox="186 1075 1463 1152">なお、下記3（2）①ウのうち、「設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。</p> <p data-bbox="160 1209 418 1241">(2) 借上対象施設</p> <p data-bbox="186 1255 1463 1690">児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において保育を実施する部分、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）を満たす施設（以下「設備運営基準を満たす認可外保育施設」という。）及び設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。</p> <p data-bbox="160 1747 445 1778">(3) 事業の実施主体</p> <p data-bbox="186 1793 276 1824">市町村</p>	<p data-bbox="1486 222 1576 254">別添 2</p> <p data-bbox="1923 310 2374 342" style="text-align: center;">賃貸物件による保育所等整備事業</p> <p data-bbox="1495 401 1700 432">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1531 447 2807 611">保育所又は幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）（以下、「保育所等」という。）を整備するにあたり、都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件による保育所等の設置に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="1531 625 2807 703">また、急増する待機児童に対応するため、国の基準を満たす保育施設の開設に当たっては、この基金により特別な支援を行い、良質な保育体制の充実を図る。</p> <p data-bbox="1495 760 1700 791">2 事業の内容</p> <p data-bbox="1504 806 1700 837">(1) 事業内容</p> <p data-bbox="1531 852 2807 1060">賃貸物件により、保育所等を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要となる賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び借上時における改修費等の補助を行う。</p> <p data-bbox="1531 1075 2807 1152">なお、下記3（2）①ウのうち、「設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設」の場合は、借り上げが、平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。</p> <p data-bbox="1504 1209 1762 1241">(2) 借上対象施設</p> <p data-bbox="1531 1255 2807 1690">児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において保育を実施する部分、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）を満たす施設（以下「設備運営基準を満たす認可外保育施設」という。）及び設備運営基準を満たす認可外保育施設の小規模な分園型保育施設。</p> <p data-bbox="1504 1747 1789 1778">(3) 事業の実施主体</p> <p data-bbox="1531 1793 1620 1824">市町村</p>

改正後	改正前
<p>(4) 借上対象施設の設置主体（事業者） 市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times \langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額</p> <p>ア 賃借料補助 契約家賃 保育所等（本園・分園） 1施設当たり 41,000,000円</p> <p>イ 改修費等補助</p>	<p>(4) 借上対象施設の設置主体（事業者） 市町村以外の者であって、継続的に保育を実施できる者</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times \langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>① 補助基準額</p> <p>ア 賃借料補助 契約家賃 保育所等（本園・分園） 1施設当たり 41,000,000円</p> <p>イ 改修費等補助</p>

改正後	改正前
<p>保育所等</p> <p>(ア) 平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>21,842,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上59名以下</p> <p> 1施設当たり <u>34,946,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり <u>65,525,000</u>円</p> <p>(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合</p> <p> 1施設当たり <u>34,946,000</u>円</p> <p>分園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>15,289,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり <u>22,934,000</u>円</p> <p>(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合</p> <p> 1施設当たり <u>22,934,000</u>円</p> <p>(イ) 平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>25,118,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上59名以下</p> <p> 1施設当たり <u>38,223,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり <u>68,801,000</u>円</p> <p>分園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>18,565,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり <u>26,210,000</u>円</p> <p>(ウ) 上記(1)、(2)以外の場合 本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>16,381,000</u>円</p>	<p>保育所等</p> <p>(ア) 平成28年4月7日雇児発0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>20,280,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上59名以下</p> <p> 1施設当たり <u>32,448,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり <u>60,840,000</u>円</p> <p>(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合</p> <p> 1施設当たり <u>32,448,000</u>円</p> <p>分園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>14,196,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり <u>21,294,000</u>円</p> <p>(ii) 老朽化又は移転・質の向上のための改修の場合</p> <p> 1施設当たり <u>21,294,000</u>円</p> <p>(イ) 平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>23,322,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上59名以下</p> <p> 1施設当たり <u>35,490,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員60名以上 1施設当たり <u>63,882,000</u>円</p> <p>分園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>17,238,000</u>円</p> <p> 利用(増加)定員20名以上 1施設当たり <u>24,336,000</u>円</p> <p>(ウ) 上記(1)、(2)以外の場合 本園の場合</p> <p>(i) 新設又は定員拡大の場合</p> <p> 利用(増加)定員19名以下 1施設当たり <u>15,210,000</u>円</p>

改正後

1施設当たり 16,381,000円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等にかかる費用
保育所開設準備費 (3(2)①ウ)	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、及び改修等にかかる費用

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける施設に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算を適用することはできないものとする。

改正前

1施設当たり 15,210,000円

② 補助率

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）にかかる費用
改修費等補助	既存建物を借り上げて保育所等の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等にかかる費用
保育所開設準備費 (3(2)①ウ)	既存建物を借り上げて保育を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、及び改修等にかかる費用

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける施設に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算を適用することはできないものとする。

改正後	改正前
<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">子育て支援のための拠点施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。</p> <p>(2) 整備対象施設 平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体 市町村 ※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。</p> <p>(5) 事業の実施期限 平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額 ① 1施設当たり定額 ② 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用 ③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象 ④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基</p>	<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">子育て支援のための拠点施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 子育て相談、子育てサークル活動等を通じて、地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、地域における子育てしやすい環境の整備の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 子育て相談や子育てサークル活動等の地域の実情に応じた子育て支援事業を実施するための拠点となる子育て支援のための拠点施設の施設整備を行う事業。</p> <p>(2) 整備対象施設 平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体 市町村 ※ 子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な主体に委託可能。</p> <p>(5) 事業の実施期限 平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額 ① 1施設当たり定額 ② 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用 ③ 改築、増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象 ④ 対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基</p>

改正後

づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

（注）財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、（別表）補助基準額表のうち、「子育て支援のための拠点施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

（2）補助率

国1/2、市町村1/2

（3）補助対象事業（整備区分）

創設、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用

改正前

づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算

（注）財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、（別表）補助基準額表のうち、「子育て支援のための拠点施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

（2）補助率

国1/2、市町村1/2

（3）補助対象事業（整備区分）

創設、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

（1）次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用

改正後	改正前
<p data-bbox="195 222 914 256">③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p data-bbox="160 310 1466 483">(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」</u>による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>こども家庭庁</u>又は各地方厚生<u>(支)</u>局と事前に相談すること。</p> <p data-bbox="142 611 359 644">別添4～5 略</p>	<p data-bbox="1537 222 2255 256">③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p data-bbox="1501 310 2813 525">(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」</u>による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u>又は各<u>地方厚生局若しくは</u>地方厚生支局と事前に相談すること。</p> <p data-bbox="1484 611 1700 644">別添4～5 略</p>

改正後	改正前
<p>別添 6</p> <p style="text-align: center;">家庭的保育改修等事業</p> <p>1 事業の目的 保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 ① 家庭的保育改修事業 児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。 家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。</p> <p>ア 事業の対象者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（家庭的保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）</p> <p>(注) ①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人とする。</p> <p>イ 改修事業等の事例 ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事 ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置 ・幼児用トイレの設置 ・幼児用シンクの設置 ・幼児用バス（沐浴槽の設置） ・調乳ユニットの設置 ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置 ・屋外シャワー、日よけネットの設置 ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）</p>	<p>別添 6</p> <p style="text-align: center;">家庭的保育改修等事業</p> <p>1 事業の目的 保護者や地域の事情に応じた多様なニーズに応える観点から、家庭的保育事業（保育ママ）を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 ① 家庭的保育改修事業 児童を保育する家庭的保育者又は家庭的保育者を雇用する保育所を運営する者及びNPO法人等が、その居宅や賃貸アパート等で家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。 家庭的保育事業を実施するに当たり、連携保育所として育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所を運営する者が、保育環境を整えるための建物の改修等を実施する。</p> <p>ア 事業の対象者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（家庭的保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）</p> <p>(注) ①の事業で保育所で行う場合の補助基準額の対象となる保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の改修を行う場合に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人とする。</p> <p>イ 改修事業等の事例 ・家庭的保育専用室を設置するための改修工事 ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置 ・幼児用トイレの設置 ・幼児用シンクの設置 ・幼児用バス（沐浴槽の設置） ・調乳ユニットの設置 ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置 ・屋外シャワー、日よけネットの設置 ・庭の整備（人工芝、砂の入れ替え）</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え ・保育室、調理スペースの間仕切り ・センサー付きベッドの設置 ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等） <p>② 家庭的保育賃借料補助事業</p> <p>自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。</p> <p>ア 事業の対象者</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（家庭的保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）</p> <p>イ 事業対象となる賃借物件の要件</p> <p>（ア）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第22条の基準を満たすこと</p> <p>（イ）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること</p> <p>（2）事業の実施主体</p> <p>① 家庭的保育改修事業 市町村</p> <p>② 家庭的保育賃借料補助事業 市町村</p> <p>（3）事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>（1）「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所が所在する保育提供区域において事業年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え ・保育室、調理スペースの間仕切り ・センサー付きベッドの設置 ・業務省力化に係る備品の購入（パソコン、プリンター等） <p>② 家庭的保育賃借料補助事業</p> <p>自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件により、新たに家庭的保育事業を実施するための実施場所の賃借料の補助を行う。ただし、借上げが平成21年5月29日以降の新規契約のものに限る。</p> <p>ア 事業の対象者</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（家庭的保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）</p> <p>イ 事業対象となる賃借物件の要件</p> <p>（ア）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第22条の基準を満たすこと</p> <p>（イ）幼児用バス（沐浴槽）が整備されていること</p> <p>（2）事業の実施主体</p> <p>① 家庭的保育改修事業 市町村</p> <p>② 家庭的保育賃借料補助事業 市町村</p> <p>（3）事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>（1）「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う保育所が所在する保育提供区域において事業年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員</p>

改正後	改正前																								
<p>数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数} \rangle$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\langle \text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。} \rangle$</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p>	<p>数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）の場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数} \rangle$</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\langle \text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。} \rangle$</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p>																								
<p>① 補助基準額</p> <p>ア 家庭的保育改修事業</p> <table border="0"> <tr> <td>保育所で行う場合</td> <td>1か所当たり</td> <td><u>24,026,000円</u></td> </tr> <tr> <td>保育所以外で行う場合</td> <td>1か所当たり</td> <td><u>2,621,000円</u></td> </tr> </table> <p>イ 家庭的保育賃借料補助事業</p> <table border="0"> <tr> <td>家庭的保育者1人当たり月額</td> <td><u>55,000円</u></td> </tr> <tr> <td>但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭的保育者1人当たり月額</td> <td><u>82,000円</u></td> </tr> </table> <p>② 補助率</p> <p>国2/3、市町村1/3</p>	保育所で行う場合	1か所当たり	<u>24,026,000円</u>	保育所以外で行う場合	1か所当たり	<u>2,621,000円</u>	家庭的保育者1人当たり月額	<u>55,000円</u>	但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては		家庭的保育者1人当たり月額	<u>82,000円</u>	<p>① 補助基準額</p> <p>ア 家庭的保育改修事業</p> <table border="0"> <tr> <td>保育所で行う場合</td> <td>1か所当たり</td> <td><u>22,000千円</u></td> </tr> <tr> <td>保育所以外で行う場合</td> <td>1か所当たり</td> <td><u>2,400千円</u></td> </tr> </table> <p>イ 家庭的保育賃借料補助事業</p> <table border="0"> <tr> <td>家庭的保育者1人当たり月額</td> <td><u>55千円</u></td> </tr> <tr> <td>但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭的保育者1人当たり月額</td> <td><u>82千円</u></td> </tr> </table> <p>② 補助率</p> <p>国2/3、市町村1/3</p>	保育所で行う場合	1か所当たり	<u>22,000千円</u>	保育所以外で行う場合	1か所当たり	<u>2,400千円</u>	家庭的保育者1人当たり月額	<u>55千円</u>	但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては		家庭的保育者1人当たり月額	<u>82千円</u>
保育所で行う場合	1か所当たり	<u>24,026,000円</u>																							
保育所以外で行う場合	1か所当たり	<u>2,621,000円</u>																							
家庭的保育者1人当たり月額	<u>55,000円</u>																								
但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては																									
家庭的保育者1人当たり月額	<u>82,000円</u>																								
保育所で行う場合	1か所当たり	<u>22,000千円</u>																							
保育所以外で行う場合	1か所当たり	<u>2,400千円</u>																							
家庭的保育者1人当たり月額	<u>55千円</u>																								
但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては																									
家庭的保育者1人当たり月額	<u>82千円</u>																								
<p>(2) (1) 以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業</p> <p>① 補助基準額</p> <p>ア 家庭的保育改修事業</p>	<p>(2) (1) 以外の家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業</p> <p>① 補助基準額</p> <p>ア 家庭的保育改修事業</p>																								

改正後	改正前
保育所で行う場合 1か所当たり <u>24,026,000</u> 円 保育所以外で行う場合 1か所当たり <u>2,621,000</u> 円	保育所で行う場合 1か所当たり <u>22,000</u> 千円 保育所以外で行う場合 1か所当たり <u>2,200</u> 千円
イ 家庭的保育賃借料補助事業 家庭的保育者1人当たり月額 <u>50,000</u> 円 但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては 家庭的保育者1人当たり月額 <u>82,000</u> 円	イ 家庭的保育賃借料補助事業 家庭的保育者1人当たり月額 <u>50</u> 千円 但し、平成23年4月1日以降の新規契約のものについては 家庭的保育者1人当たり月額 <u>82</u> 千円
② 補助率 国1/2、市町村1/2	② 補助率 国1/2、市町村1/2
4 対象経費 (1) 家庭的保育改修事業 家庭的保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用 (2) 家庭的保育賃借料補助事業 家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料	4 対象経費 (1) 家庭的保育改修事業 家庭的保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用 (2) 家庭的保育賃借料補助事業 家庭的保育事業を実施する場合に必要な賃借料
5 留意事項 本事業により賃借料の補助を受ける事業所に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第30条の規定に基づく特例地域型保育給付において賃借料加算を適用することはできないものとする。	5 留意事項 本事業により賃借料の補助を受ける事業所に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第30条の規定に基づく特例地域型保育給付において賃借料加算を適用することはできないものとする。
別添6の2～4 略	別添6の2～4 略

改正後	改正前
<p data-bbox="142 222 290 254">別添6の5</p> <p data-bbox="638 302 967 333" style="text-align: center;">認可化移行総合支援事業</p> <p data-bbox="151 394 356 426">1 事業の目的</p> <p data-bbox="195 436 1463 827">保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8に規定する公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所を含む。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）又は認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けた幼稚園（以下、「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="151 888 356 919">2 事業の内容</p> <p data-bbox="195 930 1463 1184">本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる経費（認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所又は幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合にあっては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に係るものに限り、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園への移行を希望する場合にあっては、保育を必要とする子どもに教育を実施する部分に係るものに限る。以下同じ。）の支援を実施するものである。</p> <p data-bbox="160 1199 596 1230">(1) 認可化移行可能性調査支援</p> <p data-bbox="195 1241 1463 1318">保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。</p> <p data-bbox="160 1379 566 1411">(2) 認可化移行助言指導支援</p> <p data-bbox="195 1421 1463 1499">保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。</p> <p data-bbox="160 1560 418 1591">(3) 改修費等支援</p> <p data-bbox="195 1602 1463 1680">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）第32条を満たすための改修費、賃借料等を補助するもの。</p> <p data-bbox="151 1740 326 1772">3 実施主体</p> <p data-bbox="160 1782 596 1814">(1) 認可化移行可能性調査支援</p> <p data-bbox="195 1824 314 1856">都道府県</p>	<p data-bbox="1478 222 1626 254">別添6の5</p> <p data-bbox="1982 302 2312 333" style="text-align: center;">認可化移行総合支援事業</p> <p data-bbox="1486 394 1691 426">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1531 436 2798 785">保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8に規定する公私連携型保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所を含む。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）又は認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けた幼稚園（以下、「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="1486 888 1691 919">2 事業の内容</p> <p data-bbox="1531 930 2798 1184">本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる経費（認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所又は幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合にあっては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に係るものに限り、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる幼稚園への移行を希望する場合にあっては、保育を必要とする子どもに教育を実施する部分に係るものに限る。以下同じ。）の支援を実施するものである。</p> <p data-bbox="1495 1199 1932 1230">(1) 認可化移行可能性調査支援</p> <p data-bbox="1531 1241 2798 1318">保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。</p> <p data-bbox="1495 1379 1902 1411">(2) 認可化移行助言指導支援</p> <p data-bbox="1531 1421 2798 1499">保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。</p> <p data-bbox="1495 1560 1754 1591">(3) 改修費等支援</p> <p data-bbox="1531 1602 2798 1680">児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）第32条を満たすための改修費、賃借料等を補助するもの。</p> <p data-bbox="1486 1740 1662 1772">3 実施主体</p> <p data-bbox="1495 1782 1932 1814">(1) 認可化移行可能性調査支援</p> <p data-bbox="1531 1824 1650 1856">都道府県</p>

改正後	改正前
<p>(2) 認可化移行助言指導支援 都道府県</p> <p>(3) 改修費等支援 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う認可外保育施設が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数 <当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数> × <当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率></p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>4 事業者</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援 都道府県又は都道府県が適当と認めた者</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援 都道府県又は都道府県が適当と認めた者</p>	<p>(2) 認可化移行助言指導支援 都道府県</p> <p>(3) 改修費等支援 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う認可外保育施設が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数 <当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数> × <当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率></p> <p>（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。</p> <p>（注）「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>4 事業者</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援 都道府県又は都道府県が適当と認めた者</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援 都道府県又は都道府県が適当と認めた者</p>

改正後	改正前
<p>5 事業の実施期限</p> <p>2 (1) <u>及び</u> (2) の事業 平成27年3月31日とする。</p> <p>2 (3) の事業 令和7年3月31日とする。</p> <p>6 実施要件</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、2 (1) の認可化移行可能性調査支援を実施する等により、移行のための計画書を策定していること。</p> <p>(3) 改修費等支援 認可化移行支援事業の実施について(平成27年4月13日雇児発0413第22号)の別紙「認可化移行総合支援事業実施要綱」の要件を満たす認可外保育施設であって、事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たすこと。</p> <p>7 補助基準額・補助率</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援</p> <p>①補助基準額 1施設当たり <u>510,000円</u></p> <p>②補助率 国1/2、都道府県1/2</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援</p> <p>①補助基準額 1施設当たり <u>460,000円</u></p> <p>②補助率 国1/2、都道府県1/2</p> <p>(3) 改修費等支援(1施設当たり1回限り)</p> <p>①補助基準額</p>	<p>5 事業の実施期限</p> <p>2 (1) (2) の事業 平成27年3月31日とする。</p> <p>2 (3) の事業 令和7年3月31日とする。</p> <p>6 実施要件</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、2 (1) の認可化移行可能性調査支援を実施する等により、移行のための計画書を策定していること。</p> <p>(3) 改修費等支援 認可化移行支援事業の実施について(平成27年4月13日雇児発0413第22号)の別紙「認可化移行総合支援事業実施要綱」の要件を満たす認可外保育施設であって、事業開始後5年以内に設備運営基準第32条を満たすこと。</p> <p>7 補助基準額・補助率</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援</p> <p>①補助基準額 1施設当たり <u>5.1万円</u></p> <p>②補助率 国1/2、都道府県1/2</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援</p> <p>①補助基準額 1施設当たり <u>4.6万円</u></p> <p>②補助率 国1/2、都道府県1/2</p> <p>(3) 改修費等支援(1施設当たり1回限り)</p> <p>①補助基準額</p>

改正後	改正前
<p>1 施設当たり <u>34,946,000</u>円</p> <p>②補助率 国2/3、市町村1/12、設置者1/4</p> <p>8 対象経費</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援 保育所等に移行するために障害となっている事由の調査及び診断にかかる経費。</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援 保育所等に移行するために必要な助言・指導にかかる経費。</p> <p>(3) 改修費等支援 設備運営基準第32条を満たすために必要な設備整備及び改修整備等、礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)にかかる経費。</p> <p>9 留意事項 支援の対象となってから5年以内に当該基準(子ども・子育て支援新制度施行後は、新制度において定める基準)を満たさなかった場合は、改修費等支援にかかる補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>別添6の6～別添7の10 略</p>	<p>1 施設当たり <u>3,200</u>万円</p> <p>②補助率 国2/3、市町村1/12、設置者1/4</p> <p>8 対象経費</p> <p>(1) 認可化移行可能性調査支援 保育所等に移行するために障害となっている事由の調査及び診断にかかる経費。</p> <p>(2) 認可化移行助言指導支援 保育所等に移行するために必要な助言・指導にかかる経費。</p> <p>(3) 改修費等支援 設備運営基準第32条を満たすために必要な設備整備及び改修整備等、礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)にかかる経費。</p> <p>9 留意事項 支援の対象となってから5年以内に当該基準(子ども・子育て支援新制度施行後は、新制度において定める基準)を満たさなかった場合は、改修費等支援にかかる補助金の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>別添6の6～別添7の10 略</p>

改正後	改正前
<p>別添 8</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 事業の目的 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 幼児連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。</p> <p>(2) 整備対象施設 ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼児連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 <文部科学省関係> ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係> ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）<こども家庭庁関係> ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（<u>令和5年9月19日こ成保第111号</u>）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<こども家庭庁関係></p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼児連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）</p> <p>② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>③ 2（2）③の場合</p>	<p>別添 8</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 事業の目的 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 幼児連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。</p> <p>(2) 整備対象施設 ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼児連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 <文部科学省関係> ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 <文部科学省関係> ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）<厚生労働省関係> ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（<u>平成27年4月13日雇児発0413第36号</u>）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<厚生労働省関係></p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼児連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）</p> <p>② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>③ 2（2）③の場合</p>

改正後	改正前
<p>社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人</p> <p><u>ただし、2（4）①から④において、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</u></p> <p>（5）事業の実施期限 <こども家庭庁関係> 令和7年3月31日とする。 <文部科学省関係> 令和6年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 （1）補助基準額 2（2）①～③の事業 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。</p> <p>（注）財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。</p> <p>2（2）④の事業 改修費等補助 1施設当たり 2,200万円</p> <p>（2）補助率 2（2）①～④の事業 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 2（2）④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 ※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）</p>	<p>社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。）</p> <p>④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人</p> <p>（5）事業の実施期限 <厚生労働省関係> 令和7年3月31日とする。 <文部科学省関係> 令和5年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 （1）補助基準額 2（2）①～③の事業 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。</p> <p>（注）財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。</p> <p>2（2）④の事業 改修費等補助 1施設当たり 2,200万円</p> <p>（2）補助率 2（2）①～④の事業 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 2（2）④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 ※ 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）</p>

改正後	改正前								
<p>の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、<u>就学前教育・保育施設整備交付金</u>の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)を行う場合。</p> <p>ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下(ア)、(イ)により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times \langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数}$</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。}$</p> <p>(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>(3) 補助対象事業(整備区分)</p> <p>2(2)①~③の事業 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等</p> <p>2(2)④の事業 改修費等補助</p>	<p>の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。)の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、<u>保育所等整備交付金</u>の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)を行う場合。</p> <p>ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを国庫補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下(ア)、(イ)により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>(ア) 年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>(i) 出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times \langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>(ii) 年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 $\text{当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数}$</p> <p>(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 $\text{当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。}$</p> <p>(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。</p> <p>(3) 補助対象事業(整備区分)</p> <p>2(2)①~③の事業 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等</p> <p>2(2)④の事業 改修費等補助</p>								
<p>4 対象経費</p> <table border="1" data-bbox="222 1827 1389 1902"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 1827 415 1902">種目</th> <th data-bbox="415 1827 1389 1902">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費			<p>4 対象経費</p> <table border="1" data-bbox="1558 1827 2730 1902"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 1827 1751 1902">種目</th> <th data-bbox="1751 1827 2730 1902">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費		
種目	対象経費								
種目	対象経費								

改正後	
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

2 (2) ①～③の事業

① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。

ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件

改正前	
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 （改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

2 (2) ①～③の事業

① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。

ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件

改正後	改正前
<p>違反として助成額の返還を命ずること。</p> <p>③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。</p> <p>④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。</p> <p>⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、<u>こども家庭庁長官又は</u>文部科学大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p> <p>2（2）④の事業</p> <p>① 幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>（3）財産処分について</p> <p>① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。</p> <p>② この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号</u>「<u>こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>こども家庭庁</u>又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>	<p>違反として助成額の返還を命ずること。</p> <p>③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。</p> <p>④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。</p> <p>⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、文部科学大臣<u>又は厚生労働大臣</u>が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p> <p>2（2）④の事業</p> <p>① 幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>（3）財産処分について</p> <p>① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。</p> <p>② この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号</u>「<u>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u>又は各<u>地方厚生局若しくは</u>地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>

改正後	改正前
<p>別添 8 の 2</p> <p style="text-align: center;">幼稚園耐震化促進事業</p> <p>1 事業の目的 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための修理、改造を実施する。</p> <p>(2) 整備対象施設 ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園 ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園 ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>(3) 事業の実施主体 都道府県</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人 ② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園の設置者である場合に限る） ③ 2（2）③の場合 学校法人又は社会福祉法人 ④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び</p>	<p>別添 8 の 2</p> <p style="text-align: center;">幼稚園耐震化促進事業</p> <p>1 事業の目的 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための修理、改造を実施する。</p> <p>(2) 整備対象施設 ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分 ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園をを構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園 ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園 ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>(3) 事業の実施主体 都道府県</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人 ② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園の設置者である場合に限る） ③ 2（2）③の場合 学校法人又は社会福祉法人 ④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び</p>

改正後	改正前								
<p>保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <p>① 別表で定める補助基準額表により算出する</p> <p>② 設計料加算として、本体工事費に係る基準額の5%を別途加算</p> <p>③ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用</p> <p>④ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象</p> <p>⑤ 対象幼稚園が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算</p> <p>⑥ 財政上の特例措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、（別表）補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。</p> <p>(2) 補助率 国1/2、事業者1/2</p> <p>(3) 補助対象事業（整備区分） 増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）</p> <p>4 対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本体工事費</td> <td>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及</td> </tr> </tbody> </table>	種 目	対 象 経 費	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及	<p>保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る)</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和5年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <p>① 別表で定める補助基準額表により算出する</p> <p>② 設計料加算として、本体工事費に係る基準額の5%を別途加算</p> <p>③ 特殊附带工事を行う場合は、特殊附带工事費の基準額を適用</p> <p>④ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象</p> <p>⑤ 対象幼稚園が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、（別表）補助基準額表中A地域基準額を適用し、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算</p> <p>⑥ 財政上の特例措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、（別表）補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。</p> <p>(2) 補助率 国1/2、事業者1/2</p> <p>(3) 補助対象事業（整備区分） 増改築、改築、大規模修繕等（幼保連携型認定こども園の整備に限る。）</p> <p>4 対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本体工事費</td> <td>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及</td> </tr> </tbody> </table>	種 目	対 象 経 費	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及
種 目	対 象 経 費								
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及								
種 目	対 象 経 費								
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及								

改正後	
	び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費、仮施設整備工事費 ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正前	
	び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費、仮施設整備工事費 ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要である

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 概ね5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、事業の実施期限までに認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、施設整備終了後に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として助成額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要である

改正後

ので、文部科学省と事前に相談すること。

別添9 略

改正前

ので、文部科学省と事前に相談すること。

別添9 略

改正後	改正前
<p>別添9の1</p> <p style="text-align: center;">小規模保育設置促進事業</p> <p>1 事業の目的 小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 賃貸物件等を活用した小規模保育事業所を新設、定員の拡大、老朽化又は、駅周辺など保育ニーズのある地域への移転や災害危険区域等からの移転など利便性の向上のため、あるいは近隣のテナント等に空きが出た場合であって、定員の拡大にかかわらず、乳児室又は保育室等を増室するなど質の向上のための改修に伴い必要な賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び改修費等の補助を行う。ただし、賃借料については、借り上げが、平成25年4月1日以降の新規契約のものに限る。</p> <p>(2) 補助対象 子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率 (1) 補助基準額 <u>（別表）補助基準額表参照のこと。</u></p>	<p>別添9の1</p> <p style="text-align: center;">小規模保育設置促進事業</p> <p>1 事業の目的 小規模保育事業の実施にあたり、都市部を中心に小規模保育事業の整備が困難な状況等にかんがみ、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助することにより、小規模保育事業の実施を促進し、もって子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、賃借料（開設前の改修等期間を含む。）及び改修費等の補助を行う。ただし、賃借料については、借り上げが、平成25年4月1日以降の新規契約のものに限る。</p> <p>(2) 補助対象 子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者（公立を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率 (1) 補助基準額 <u>①小規模保育運営支援事業（A型）及び（B型）</u> <u>ア 賃借料補助</u> <u> 契約家賃 1事業所当たり 4,100万円</u> <u>イ 改修費等補助</u> <u>（ア）平成28年4月7日雇児発第0407第2号「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</u> <u> 1事業所当たり 3,200万円</u> <u>（イ）平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</u> <u> 1事業所当たり 3,500万円</u> <u>（ウ）上記（ア）、（イ）以外の場合</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) 補助率</p> <p>① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、<u>就学前教育・保育施設整備交付金</u>の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ</p>	<p style="text-align: center;"><u>1事業所当たり 2,200万円</u></p> <p>②小規模保育運営支援事業（C型）</p> <p>ア 賃借料補助 <u>契約家賃 家庭的保育者1人当たり 99万円</u></p> <p>イ 改修費等補助</p> <p><u>（ア）平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</u> <u>1事業所当たり 3,200万円</u></p> <p><u>（イ）平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</u> <u>1事業所当たり 3,500万円</u></p> <p><u>（ウ）上記（ア）、（イ）以外の場合</u> <u>1事業所当たり 2,200万円</u></p> <p>(2) 補助率</p> <p>① 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、改修を行う年度（以下「事業年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が行う保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、改修を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において事業年度又は事業年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が事業年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する改修の場合。又は、<u>保育所等整備交付金</u>の個別嵩上げ協議において、当該事業年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する改修（新設、定員の拡大）を行う場合。</p> <p>ただし、上記原則によらない場合においても、当該改修が「新子育て安心プラン実施計画」上、事業年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は事業年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合</p> <p>（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数 $\langle \text{当該保育提供区域の事業年度又はその次年度の出生見込み数} \rangle \times$ $\langle \text{当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率} \rangle$</p> <p>（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数</p> <p>（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ</p>

改正後

年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。
 (注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

(市町村以外が設置する場合)
 国2/3、市町村1/12、事業者1/4
 (市町村が設置する場合)
 国2/3、市町村1/3

② ①以外の市町村
 (市町村以外が設置する場合)
 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
 (市町村が設置する場合)
 国1/2、市町村1/2

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける事業所に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第30条の規定に基づく特例地域型保育給付において賃借料加算を適用することはできないものとする。

別添9の2～別添22 略

改正前

年以内の隣接保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。
 (注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

(市町村以外が設置する場合)
 国2/3、市町村1/12、事業者1/4
 (市町村が設置する場合)
 国2/3、市町村1/3

② ①以外の市町村
 (市町村以外が設置する場合)
 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
 (市町村が設置する場合)
 国1/2、市町村1/2

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
賃借料補助	既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料(敷金は除く。)にかかる費用
改修費等補助	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等にかかる費用

5 留意事項

本事業により賃借料の補助を受ける事業所に対しては、本事業による補助の残高が生じている場合、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条の規定に基づく地域型保育給付又は同法第30条の規定に基づく特例地域型保育給付において賃借料加算を適用することはできないものとする。

別添9の2～別添22 略

改正後	改正前
<p>別添23</p> <p style="text-align: center;">保育所等の複合化・多機能化推進事業</p> <p>1 事業の目的 東日本大震災の復興支援として、被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を進める。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 復興計画などに基づき、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化する際の整備費について補助する。</p> <p>(2) 整備対象施設 ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所 ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という）第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分 ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園としての機能を備える幼稚園型認定こども園の保育所機能部分 ④ 平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に基づく小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。） ⑤ 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部 科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2 「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業を実施するための施設（放課後児童クラブ） ⑥ 平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設 ⑦ その他厚生労働大臣が認めた児童福祉施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 都道府県【(2)の④の場合のみ】 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） ① 2(2)①の場合 市町村、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該</p>	<p>別添23</p> <p style="text-align: center;">保育所等の複合化・多機能化推進事業</p> <p>1 事業の目的 東日本大震災の復興支援として、被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を進める。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 復興計画などに基づき、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの子育て関連施設の複合化・多機能化する際の整備費について補助する。</p> <p>(2) 整備対象施設 ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所 ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という）第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分 ③ 認定こども園法第3条第1項第1号又は第2項第1号に基づく幼稚園型認定こども園としての機能を備える幼稚園型認定こども園の保育所機能部分 ④ 平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に基づく小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。） ⑤ 平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0330039号文部 科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別添2 「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づく事業を実施するための施設（放課後児童クラブ） ⑥ 平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設 ⑦ その他厚生労働大臣が認めた児童福祉施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 都道府県【(2)の④の場合のみ】 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） ① 2(2)①の場合 市町村、社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該</p>

改正後	改正前
<p>保育所の施設整備を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人</p> <p>② 2(2)②の場合 社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>③ 2(2)③の場合 社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>④ 2(2)④の場合 都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人</p> <p>⑤ 2(2)⑤の場合 市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人</p> <p>⑥ 2(2)⑥の場合 市町村 ※子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な運営主体に委託可能。</p> <p>⑦ その他厚生労働大臣が認めた施設の児童福祉法における設置主体</p>	<p>保育所の施設整備を行う場合に限る。)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人</p> <p>② 2(2)②の場合 社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>③ 2(2)③の場合 社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園としての機能を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>④ 2(2)④の場合 都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人</p> <p>⑤ 2(2)⑤の場合 市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、及び特例財団法人</p> <p>⑥ 2(2)⑥の場合 市町村 ※子育て支援のための拠点施設の運営については、社会福祉法人等の適切な運営主体に委託可能。</p> <p>⑦ その他厚生労働大臣が認めた施設の児童福祉法における設置主体</p>
<p>(5) 事業の実施期限 平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。</p>	<p>(5) 事業の実施期限 平成27年3月31日とする。ただし、平成26年度中に施設整備に着手し、平成27年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は平成28年3月31日のいずれか早い日とする。</p>
<p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額 各施設ごとに対象となる、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」に基づき算出した交付基準額に2.2を乗じて得られた額並びに平成21年3月5日20文科初第1729号雇児発第0305005号「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」及び昭和61年5月15日厚生省発児第107号「放課後児童クラブ整備費の国庫補助について」に基づき算出した補助基準額に1.1を乗じて得られた額。</p> <p>(2) 補助率</p> <p>① 事業者が都道府県又は市町村の場合 国1/2、市町村1/2 国1/3、都道府県2/3【2の(2)の④場合のみ】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3【2の(2)の④及び⑤の場合のみ】</p>	<p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額 各施設ごとに対象となる、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」に基づき算出した交付基準額に2.2を乗じて得られた額並びに平成21年3月5日20文科初第1729号雇児発第0305005号「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」及び昭和61年5月15日厚生省発児第107号「放課後児童クラブ整備費の国庫補助について」に基づき算出した補助基準額に1.1を乗じて得られた額。</p> <p>(2) 補助率</p> <p>① 事業者が都道府県又は市町村の場合 国1/2、市町村1/2 国1/3、都道府県2/3【2の(2)の④場合のみ】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3【2の(2)の④及び⑤の場合のみ】</p>

改正後	改正前
<p>(注)指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3</p> <p>② 事業者が市町村以外の場合 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3【2の(2)の④及び⑤の場合のみ】</p> <p>(3) 補助対象事業(整備区分) 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等</p> <p>4 対象経費 各施設ごとに3の(1)の各通知で定める対象経費。なお、東日本大震災で被災した保育所等が早期の復旧が必要と認められる場合においては、既に施工又は施工中の事業であっても今回の補助対象とする。</p> <p>5 留意事項 (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。 ① 土地の買収又は整地に関する費用 ② 職員の宿舎に要する費用 ③ その他施設整備費として適当と認められない費用 ④ 災害復旧事業の対象となる事業</p> <p>(2) 財産処分について この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号</u>「<u>こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>こども家庭庁</u>又は各地方厚生<u>(支)</u>局と事前に相談すること。</p> <p>別添24～28 略</p>	<p>(注)指定都市、中核市の場合 国1/3、指定都市・中核市2/3</p> <p>② 事業者が市町村以外の場合 国1/2、市町村1/4、事業者1/4 国1/3、都道府県1/3、事業者1/3【2の(2)の④及び⑤の場合のみ】</p> <p>(3) 補助対象事業(整備区分) 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等</p> <p>4 対象経費 各施設ごとに3の(1)の各通知で定める対象経費。なお、東日本大震災で被災した保育所等が早期の復旧が必要と認められる場合においては、既に施工又は施工中の事業であっても今回の補助対象とする。</p> <p>5 留意事項 (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。 ① 土地の買収又は整地に関する費用 ② 職員の宿舎に要する費用 ③ その他施設整備費として適当と認められない費用 ④ 災害復旧事業の対象となる事業</p> <p>(2) 財産処分について この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号</u>「<u>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u>又は各地方厚生局と事前に相談すること。</p> <p>別添24～28 略</p>

改正後	改正前
<p>別添 2 9</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもの誰 1 人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。</p> <p>① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）</p> <p>② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）</p> <p>③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）</p> <p>(2) 整備対象施設</p> <p>整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添 3 0 「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第 5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。</p>	<p>別添 2 9</p> <p style="text-align: center;">母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>妊産婦、子育て世帯、子どもの誰 1 人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。</p> <p>このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。</p> <p>① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）</p> <p>② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）</p> <p>③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）</p> <p>(2) 整備対象施設</p> <p>整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添 3 0 「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第 5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。</p> <p>① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマネジメントできる責任者を配置すること。</p>

改正後	改正前																				
<p>② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。</p> <p>③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。</p> <p>⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。</p> <p>⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO 法人等）の創出や連携に努めること。</p>	<p>② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。</p> <p>③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。</p> <p>④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。</p> <p>⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。</p> <p>⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO 法人等）の創出や連携に努めること。</p>																				
<p>(3) 事業の実施主体 市町村</p>	<p>(3) 事業の実施主体 市町村</p>																				
<p>(4) 整備対象施設の設置主体 市町村</p>	<p>(4) 整備対象施設の設置主体 市町村</p>																				
<p>(5) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p>	<p>(5) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p>																				
<p>3 補助基準額・補助率等</p>	<p>3 補助基準額・補助率等</p>																				
<p>(1) 補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種目</th> <th style="text-align: center;">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>開設準備（2（1）①により整備を行う場合）</td> <td>1 施設当たり <u>8,007,000</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	補助基準額	本体工事	1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円	特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円	開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1 施設当たり <u>8,007,000</u> 円	<p>(1) 補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種目</th> <th style="text-align: center;">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1 施設当たり <u>17,635</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1 施設当たり <u>16,804</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1 施設当たり <u>12,273</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>開設準備（2（1）①により整備を行う場合）</td> <td>1 施設当たり <u>7,435</u> 千円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	補助基準額	本体工事	1 施設当たり <u>17,635</u> 千円	特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円	開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1 施設当たり <u>7,435</u> 千円
種目	補助基準額																				
本体工事	1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円																				
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円																				
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円																				
開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1 施設当たり <u>8,007,000</u> 円																				
種目	補助基準額																				
本体工事	1 施設当たり <u>17,635</u> 千円																				
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円																				
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円																				
開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1 施設当たり <u>7,435</u> 千円																				

改正後		改正前	
開設準備（２（１）②又は③により整備を行う場合）	1施設当たり <u>3,907,000</u> 円	開設準備（２（１）②又は③により整備を行う場合）	1施設当たり <u>3,628</u> 千円
解体撤去工事	1施設当たり <u>1,080,000</u> 円	解体撤去工事	1施設当たり <u>1,003</u> 千円
仮設施設整備工事	1施設当たり <u>1,917,000</u> 円	仮設施設整備工事	1施設当たり <u>1,780</u> 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて](#)」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国9/10、市町村1/10

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて](#)」（平成20年6月12日 雇児発第0612004号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国9/10、市町村1/10

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事

改正後		改正前	
	請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。		請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費	地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 平成20年6月12日雇児発第0612008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用	開設準備費	一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に子ども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、子ども家庭庁又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>		<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>	
別添30～32 略		別添30～32 略	

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">別添 3 3</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援整備事業</p> <p>1 事業の目的 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を、包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。</p> <p>(2) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(3) 整備対象施設の設置主体（事業者） 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(4) 整備基準 事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。 ① 相談室 ② 対象者が集まることができる設備 ③ 事務室 ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種目</th> <th style="width: 70%;">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	補助基準額	本体工事	1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円	特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円	<p style="text-align: center;">別添 3 3</p> <p style="text-align: center;">子どもの居場所支援整備事業</p> <p>1 事業の目的 家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を、包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。</p> <p>(2) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(3) 整備対象施設の設置主体（事業者） 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(4) 整備基準 事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。 ① 相談室 ② 対象者が集まることができる設備 ③ 事務室 ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種目</th> <th style="width: 70%;">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>1 施設当たり <u>17,635</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1 施設当たり <u>16,804</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1 施設当たり <u>12,273</u> 千円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	補助基準額	本体工事	1 施設当たり <u>17,635</u> 千円	特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円
種目	補助基準額																
本体工事	1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円																
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円																
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円																
種目	補助基準額																
本体工事	1 施設当たり <u>17,635</u> 千円																
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円																
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円																

改正後		改正前	
解体撤去工事	1 施設当たり <u>1,080,000</u> 円	解体撤去工事	1 施設当たり <u>1,003</u> 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり <u>1,917,000</u> 円	仮設施設整備工事	1 施設当たり <u>1,780</u> 千円
<p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。</p> <p>※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日こ成事第423号）を準用して整備すること。</p> <p>※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（令和5年8月22日こ成事第435号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。</p> <p>※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）</p>		<p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。</p> <p>※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日雇児発第0612004号）を準用して整備すること。</p> <p>※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。</p> <p>※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）</p>	
(2) 補助率 国2/3、市町村1/12、事業者1/4		(2) 補助率 国2/3、市町村1/12、事業者1/4	
(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）		(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）	
4 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。		4 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。	
5 対象経費		5 対象経費	
種目	対象経費	種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工

改正後		改正前	
	<p>事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>		<p>事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
<p>6 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としない。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に子ども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、子ども家庭庁又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>		<p>6 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としない。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。</p>	

改正後	改正前
<p>(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(令和5年8月22日こ成事第370号子ども家庭庁長官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p> <p>別添34 略</p>	<p>(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p> <p>別添34 略</p>

改正後	改正前																				
別添 3 5	別添 3 5																				
子育て短期支援整備事業	子育て短期支援整備事業																				
<p>1 事業の目的</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業（別添 35 の「子育て短期支援臨時特例事業の実施について」に基づく子育て短期支援臨時特例事業を含む。以下同じ。）の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下、施設という。）において、子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備するための費用の一部を補助する。</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）</p> <p>市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(4) 事業の実施期限</p> <p>令和 6 年 3 月 3 1 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種目</th> <th style="text-align: center;">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>定員 1 人当たり <u>2,638,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>初度設備相当加算</td> <td>定員 1 人当たり <u>104,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	補助基準額	本体工事	定員 1 人当たり <u>2,638,000</u> 円	初度設備相当加算	定員 1 人当たり <u>104,000</u> 円	特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円	<p>1 事業の目的</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 3 項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業（別添 35 の「子育て短期支援臨時特例事業の実施について」に基づく子育て短期支援臨時特例事業を含む。以下同じ。）の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下、施設という。）において、子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備するための費用の一部を補助する。</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）</p> <p>市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(4) 事業の実施期限</p> <p>令和 6 年 3 月 3 1 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種目</th> <th style="text-align: center;">補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事</td> <td>定員 1 人当たり <u>2,449</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>初度設備相当加算</td> <td>定員 1 人当たり <u>97</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>特殊附帯工事</td> <td>1 施設当たり <u>16,804</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>地域交流スペース加算</td> <td>1 施設当たり <u>12,273</u> 千円</td> </tr> </tbody> </table>	種目	補助基準額	本体工事	定員 1 人当たり <u>2,449</u> 千円	初度設備相当加算	定員 1 人当たり <u>97</u> 千円	特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円
種目	補助基準額																				
本体工事	定員 1 人当たり <u>2,638,000</u> 円																				
初度設備相当加算	定員 1 人当たり <u>104,000</u> 円																				
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円																				
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円																				
種目	補助基準額																				
本体工事	定員 1 人当たり <u>2,449</u> 千円																				
初度設備相当加算	定員 1 人当たり <u>97</u> 千円																				
特殊附帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円																				
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円																				

改正後		改正前	
解体撤去工事	定員1人あたり <u>131,000</u> 円	解体撤去工事	定員1人あたり <u>121</u> 千円
仮施設整備工事	定員1人あたり <u>236,000</u> 円	仮施設整備工事	定員1人あたり <u>220</u> 千円
<p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。</p> <p>※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。</p> <p>※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(令和5年8月22日こ成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。</p> <p>※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)</p>		<p>※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。</p> <p>※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。</p> <p>※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。</p> <p>※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)</p>	
(2) 補助率 国2/3、市町村1/12、事業者1/4		(2) 補助率 国2/3、市町村1/12、事業者1/4	
(3) 補助対象事業(整備区分) 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)		(3) 補助対象事業(整備区分) 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)	
4 対象経費		4 対象経費	
種目	対象経費	種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下

改正後		改正前	
	同じ。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。		同じ。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附带工事費	特殊附带工事費に必要な工事費又は工事請負費	特殊附带工事費	特殊附带工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費	地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 平成20年6月12日雇児発第0612008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に[子ども家庭庁](#)所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、[令和5年6月15日こ成事第331号](#)・[こ支産第69号](#)「[子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について](#)」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、[子ども家庭庁](#)又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（[令和5年8月22日こ成事第370号](#) [子ども家庭庁長官通知の別紙](#)）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に[厚生労働省](#)所管[一般会計](#)補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、[平成20年4月17日雇児発第0417001号](#)「[厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について](#)」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、[厚生労働省](#)又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（[平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号](#) [厚生労働省事務次官通知の別紙](#)）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

改正後	改正前
<p>別添36</p> <p style="text-align: center;">子育て短期支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 以下（1）～（4）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。</p> <p>（1）専任人員配置支援</p> <p>① 事業内容 子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。</p> <p>② 実施要件 ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、子育て短期支援事業実施要綱という。）に基づき、市町村から事業の委託を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。 (ア) 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。 (イ) 子育て短期支援事業に専従職員として、1名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。</p> <p>イ 専任人員配置支援の対象となる施設は、都道府県、児童相談所、市区町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。</p> <p>（2）親子入所等支援</p> <p>① 事業内容 レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。 ・ 保護者のレスパイト・ケア支援 ・ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援 ・ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援 ・ その他、親子支援に資する取組</p> <p>② 対象者 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・ケアと</p>	<p>別添36</p> <p style="text-align: center;">子育て短期支援臨時特例事業</p> <p>1 事業の目的 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 以下（1）～（4）の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。</p> <p>（1）専任人員配置支援</p> <p>① 事業内容 子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。</p> <p>② 実施要件 ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下、子育て短期支援事業実施要綱という。）に基づき、市町村から事業の委託を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。 (ア) 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。 (イ) 子育て短期支援事業に専従職員として、1名以上を配置すること（施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。）。</p> <p>イ 専任人員配置支援の対象となる施設は、都道府県、児童相談所、市区町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。</p> <p>（2）親子入所等支援</p> <p>① 事業内容 レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。 ・ 保護者のレスパイト・ケア支援 ・ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援 ・ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援 ・ その他、親子支援に資する取組</p> <p>② 対象者 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・ケアと</p>

改正後	改正前
<p>あわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。</p> <p>③ 実施施設等 本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。</p> <p>④ 実施要件 利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。</p> <p>(3) 入所希望児童支援</p> <p>① 事業内容 保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。</p> <p>② 対象者 養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童</p> <p>③ 実施施設等 本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児童の保護を適切に行うことができる施設等とする。</p> <p>④ 実施要件</p> <p>ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合</p> <p>(7) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。</p> <p>(イ) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。</p> <p>(ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。</p> <p>(エ) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。</p> <p>(オ) 市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。</p> <p>イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合</p> <p>(7) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能</p>	<p>あわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。</p> <p>③ 実施施設等 本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。</p> <p>④ 実施要件 利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。</p> <p>(3) 入所希望児童支援</p> <p>① 事業内容 保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。</p> <p>② 対象者 養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童</p> <p>③ 実施施設等 本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児童の保護を適切に行うことができる施設等とする。</p> <p>④ 実施要件</p> <p>ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合</p> <p>(7) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。</p> <p>(イ) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。</p> <p>(ウ) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。</p> <p>(エ) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。</p> <p>(オ) 市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。</p> <p>イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合</p> <p>(7) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能</p>

改正後	改正前
<p>な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。</p> <p>(イ) 利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れについて保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。</p> <p>(ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携のうえ、一時保護の検討を行うこと。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努めること。</p> <p>(イ) 本事業の実施施設等は、市町村、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。</p> <p>(ウ) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、生活環境の配慮に努めること。</p> <p>(エ) 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。</p> <p>(オ) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。</p> <p>(カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。</p>	<p>な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。</p> <p>(イ) 利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れについて保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。</p> <p>(ウ) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携のうえ、一時保護の検討を行うこと。</p> <p>ウ その他</p> <p>(ア) 受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努めること。</p> <p>(イ) 本事業の実施施設等は、市町村、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。</p> <p>(ウ) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、生活環境の配慮に努めること。</p> <p>(エ) 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。</p> <p>(オ) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。</p> <p>(カ) 市町村は、支援を終結する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終結するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子どもの意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子どもの意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。</p>
<p>(4) 利用者負担軽減支援</p> <p>① 事業内容</p> <p>(2) 及び(3)に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。</p> <p>② 対象者</p> <p>(2) 及び(3)による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。</p> <p>ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)</p> <p>イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(アに掲げる者を除く。))</p> <p>ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯(年収360万円未満世帯相当)(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第</p>	<p>(4) 利用者負担軽減支援</p> <p>① 事業内容</p> <p>(2) 及び(3)に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。</p> <p>② 対象者</p> <p>(2) 及び(3)による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。</p> <p>ア 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)</p> <p>イ 住民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(アに掲げる者を除く。))</p> <p>ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯(年収360万円未満世帯相当)(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第</p>

改正後	改正前
<p>292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））</p> <p>エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（アからウに掲げる者を除く。）</p> <p>③ 実施要件</p> <p>ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。</p> <p>イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。</p> <p>ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。</p> <p>④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について</p> <p>市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。</p> <p>また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。</p> <p>3 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>4 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <p>① 専任人員配置支援 1 施設当たり 年額 6,433 千円</p> <p>② 親子入所等支援 延べ利用日数 × 日額 9,580 円</p> <p>③ 入所希望児童支援 延べ利用日数 × 日額 4,740 円</p> <p>④ 利用者負担軽減支援</p> <p>ア 生活保護世帯 日額 5,000 円</p> <p>イ 住民税非課税世帯 日額 4,000 円</p> <p>ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 日額 3,500 円</p> <p>エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯 日額 2,500 円</p> <p>(2) 補助率</p>	<p>292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））</p> <p>エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（アからウに掲げる者を除く。）</p> <p>③ 実施要件</p> <p>ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。</p> <p>イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。</p> <p>ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。</p> <p>④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について</p> <p>市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。</p> <p>また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。</p> <p>3 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>4 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額</p> <p>① 専任人員配置支援 1 施設当たり 年額 6,433 千円</p> <p>② 親子入所等支援 延べ利用日数 × 日額 9,580 円</p> <p>③ 入所希望児童支援 延べ利用日数 × 日額 4,740 円</p> <p>④ 利用者負担軽減支援</p> <p>ア 生活保護世帯 日額 5,000 円</p> <p>イ 住民税非課税世帯 日額 4,000 円</p> <p>ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 日額 3,500 円</p> <p>エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯 日額 2,500 円</p> <p>(2) 補助率</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="219 222 786 258">国1／3、都道府県1／3、市町村1／3</p> <p data-bbox="151 310 326 346">5 対象経費</p> <p data-bbox="166 352 1460 472">報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p data-bbox="151 520 326 556">6 留意事項</p> <p data-bbox="166 562 1460 682">「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（令和5年9月7日こ成事第481号子ども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。</p>	<p data-bbox="1555 222 2122 258">国1／3、都道府県1／3、市町村1／3</p> <p data-bbox="1484 310 1659 346">5 対象経費</p> <p data-bbox="1498 352 2792 472">報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p> <p data-bbox="1484 520 1659 556">6 留意事項</p> <p data-bbox="1498 562 2792 682">「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知の別紙）に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。</p>

改正後	改正前
<p>別添 3 7</p> <p style="text-align: center;">一時預かり利用者負担軽減事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応だけではなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業等の利用を促進することが求められている。</p> <p>このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業等の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業等の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>低所得世帯等の児童が、一時預かり事業（「一時預かり事業実施要綱」（「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号）の別紙）に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。）<u>及び保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業（「多様な保育促進事業の実施について」（平成 29 年 4 月 17 日雇児発 0417 第 4 号）の別紙に基づき市町村等が実施する事業に限る。以下同じ。）</u>（以下「一時預かり事業等」という。）による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する事業。</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(3) 事業の対象となる一時預かり事業</p> <p>事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」に定める事業類型のうち、次のアからエに該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。</p> <p>ア 4（1）に定める「一般型」</p> <p>イ 4（4）に定める「余裕活用型」</p> <p>ウ 4（5）に定める「居宅訪問型」</p> <p>エ 4（6）に定める「地域密着Ⅱ型」</p> <p>(4) 事業の対象者</p> <p>事業の対象者は、一時預かり事業等による支援を受けた児童の保護者であって、次のアから</p>	<p>別添 3 7</p> <p style="text-align: center;">一時預かり利用者負担軽減事業</p> <p>1 事業の目的</p> <p>保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応だけではなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業の利用を促進することが求められている。</p> <p>このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>低所得世帯等の児童が、一時預かり事業（「一時預かり事業実施要綱」（「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号）の別紙）に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。）による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する事業。</p> <p>(2) 事業の実施主体</p> <p>市町村</p> <p>なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>(3) 事業の対象となる一時預かり事業</p> <p>事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」に定める事業類型のうち、次のアからエに該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。</p> <p>ア 4（1）に定める「一般型」</p> <p>イ 4（4）に定める「余裕活用型」</p> <p>ウ 4（5）に定める「居宅訪問型」</p> <p>エ 4（6）に定める「地域密着Ⅱ型」</p> <p>(4) 事業の対象者</p> <p>事業の対象者は、一時預かり事業による支援を受けた児童の保護者であって、次のアからエ</p>

改正後	改正前
<p>エのいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 一時預かり事業等による支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合</p> <p>イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が 7 万 7,101 円未満である場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）</p> <p>エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業等の利用を促した者であって、一時預かり事業等に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（アからウに掲げる場合を除く。）</p> <p>（5）事業の実施期限 令和 6 年 3 月 31 日とする。</p> <p>3 一時預かり事業等を行う者による代理請求・代理受領について 市町村は、一時預かり事業等を行う者（以下「事業者」という。）に対して、あらかじめ 2（4）に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。</p> <p>4 補助基準額・補助率 （1）補助基準額 補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ① 2（4）アに定める対象者 児童 1 人当たり日額 3,000 円 ② 2（4）イに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,400 円 ③ 2（4）ウに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,100 円 ④ 2（4）エに定める対象者 児童 1 人当たり日額 1,500 円</p> <p>（2）補助率 国 1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3</p> <p>5 対象経費 扶助費、補助金、負担金、<u>委託料</u></p>	<p>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 一時預かり事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合</p> <p>イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が 7 万 7,101 円未満である場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）</p> <p>エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（アからウに掲げる場合を除く。）</p> <p>（5）事業の実施期限 令和 6 年 3 月 31 日とする。</p> <p>3 一時預かり事業を行う者による代理請求・代理受領について 市町村は、一時預かり事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して、あらかじめ 2（4）に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。</p> <p>4 補助基準額・補助率 （1）補助基準額 補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ① 2（4）アに定める対象者 児童 1 人当たり日額 3,000 円 ② 2（4）イに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,400 円 ③ 2（4）ウに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,100 円 ④ 2（4）エに定める対象者 児童 1 人当たり日額 1,500 円</p> <p>（2）補助率 国 1／3、都道府県 1／3、市町村 1／3</p> <p>5 対象経費 扶助費、補助金、負担金</p>

改正後	改正前
<p>6 留意事項</p> <p>2(4)イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育所等の保育料と同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村民税をもって判定するなどの場合も国庫補助の対象とする。</p> <p>別添38 略</p>	<p>6 留意事項</p> <p>2(4)イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育所等の保育料と同様に、当該年度の4月から8月までは前年度の市町村民税により、9月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を4月現在の市町村民税をもって判定するなどの場合も国庫補助の対象とする。</p> <p>別添38 略</p>

改正後

別添39

特定妊婦等支援整備事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることが出来る居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1世帯当たり <u>9,378,000</u> 円
特殊附帯工事	1施設当たり <u>18,097,000</u> 円
地域交流スペース加算	1施設当たり <u>13,218,000</u> 円
解体撤去工事	1世帯当たり <u>453,000</u> 円
仮施設整備工事	1世帯当たり <u>826,000</u> 円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

改正前

別添39

特定妊婦等支援整備事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備を目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることが出来る居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1世帯当たり <u>8,708</u> 千円
特殊附帯工事	1施設当たり <u>16,804</u> 千円
地域交流スペース加算	1施設当たり <u>12,273</u> 千円
解体撤去工事	1世帯当たり <u>421</u> 千円
仮施設整備工事	1世帯当たり <u>767</u> 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

改正後	改正前								
<p>※ 特殊附帯工事については、「<u>次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</u>」（<u>令和5年8月22日こ成事第423号</u>）を準用して整備すること。</p> <p>※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（<u>令和5年8月22日こ成事第435号</u>）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。</p> <p>※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）</p>	<p>※ 特殊附帯工事については、「<u>次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて</u>」（<u>平成20年6月12日 雇児発第0612004号</u>）を準用して整備すること。</p> <p>※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（<u>平成20年6月12日雇児発第0612008号</u>）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。</p> <p>※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）</p>								
<p>(2) 補助率 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4</p>	<p>(2) 補助率 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4</p>								
<p>(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）</p>	<p>(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）</p>								
<p>4 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p>	<p>4 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p>								
<p>5 対象経費</p> <table border="1" data-bbox="222 1585 1389 1900"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事費</td> <td>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途</td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途	<p>5 対象経費</p> <table border="1" data-bbox="1558 1585 2730 1900"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体工事費</td> <td>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途</td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途
種目	対象経費								
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途								
種目	対象経費								
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途								

改正後		改正前	
	交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。		交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費	地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、 平成20年6月12日雇児発第0612008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮施設設置工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設設置整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設設置工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設設置整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設設置整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
<p>6 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としない。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に子ども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支庁第69号「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、子ども家庭庁又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p> <p>(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（令和5年8月22日こ成事第370号 子ども家庭庁長官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。</p>		<p>6 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としない。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。</p> <p>(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成20年6月12日厚生労働省雇児発第0612001号 厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。</p>	

改正後	改正前
<p>別添４０ 略</p> <p>別添４１</p> <p style="text-align: center;">社会的養護自立支援整備事業</p> <p>１ 事業の目的 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援し、もって社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進することを目的とする。</p> <p>２ 事業の内容 （１）事業内容 以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。 ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。） ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者 ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者 ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者</p> <p>（２）事業の実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）</p> <p>（３）整備対象施設の設置主体（事業者） 都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者</p> <p>（４）整備基準 事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。 ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備 ② 相談室 ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室 ④ 事務室 ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備</p> <p>３ 補助基準額・補助率等 （１）補助基準額</p>	<p>別添４０ 略</p> <p>別添４１</p> <p style="text-align: center;">社会的養護自立支援整備事業</p> <p>１ 事業の目的 社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援し、もって社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進することを目的とする。</p> <p>２ 事業の内容 （１）事業内容 以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。 ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。） ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者 ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者 ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者</p> <p>（２）事業の実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）</p> <p>（３）整備対象施設の設置主体（事業者） 都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者</p> <p>（４）整備基準 事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。 ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備 ② 相談室 ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室 ④ 事務室 ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備</p> <p>３ 補助基準額・補助率等 （１）補助基準額</p>

改正後		改正前	
種目	補助基準額	種目	補助基準額
本体工事	1 施設当たり <u>18,992,000</u> 円	本体工事	1 施設当たり <u>17,635</u> 千円
特殊付帯工事	1 施設当たり <u>18,097,000</u> 円	特殊付帯工事	1 施設当たり <u>16,804</u> 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>13,218,000</u> 円	地域交流スペース加算	1 施設当たり <u>12,273</u> 千円
解体撤去工事	1 施設当たり <u>1,080,000</u> 円	解体撤去工事	1 施設当たり <u>1,003</u> 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり <u>1,917,000</u> 円	仮設施設整備工事	1 施設当たり <u>1,780</u> 千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊付帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて](#)」（[令和5年8月22日こ成事第423号](#)）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（[令和5年8月22日こ成事第435号](#)）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊付帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて](#)」（[平成20年6月12日 雇児発第0612004号](#)）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（[平成20年6月12日雇児発第0612008号](#)）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

改正後	改正前																				
<p>4 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p>	<p>4 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p>																				
<p>5 対象経費</p>	<p>5 対象経費</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="222 520 480 569">種目</th> <th data-bbox="480 520 1386 569">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="222 569 480 974">本体工事費</td> <td data-bbox="480 569 1386 974"> <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 974 480 1022">特殊付帯工事費</td> <td data-bbox="480 974 1386 1022">特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1022 480 1289">地域交流スペース加算</td> <td data-bbox="480 1022 1386 1289"> <p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 1289 480 1654">解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象</td> <td data-bbox="480 1289 1386 1654">解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費	本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	特殊付帯工事費	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 520 1816 569">種目</th> <th data-bbox="1816 520 2721 569">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1558 569 1816 974">本体工事費</td> <td data-bbox="1816 569 2721 974"> <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 974 1816 1022">特殊付帯工事費</td> <td data-bbox="1816 974 2721 1022">特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1022 1816 1289">地域交流スペース加算</td> <td data-bbox="1816 1022 2721 1289"> <p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1289 1816 1654">解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象</td> <td data-bbox="1816 1289 2721 1654">解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費	本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	特殊付帯工事費	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費	地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
種目	対象経費																				
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>																				
特殊付帯工事費	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費																				
地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号 子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>																				
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費																				
種目	対象経費																				
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>																				
特殊付帯工事費	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費																				
地域交流スペース加算	<p>地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>																				
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費																				
<p>6 留意事項 (1) 次に掲げる費用については、対象としない。 ① 土地の買収又は整地に関する費用 ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p>	<p>6 留意事項 (1) 次に掲げる費用については、対象としない。 ① 土地の買収又は整地に関する費用 ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p>																				

改正後	改正前
<p>③ 職員の宿舎に要する費用 ④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」</u>による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>こども家庭庁</u>又は各地方厚生(支)局と事前に相談すること。</p> <p>(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(<u>令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知</u>の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p> <p>別添42 略</p>	<p>③ 職員の宿舎に要する費用 ④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」</u>による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u>又は各<u>地方厚生局若しくは</u>地方厚生支局と事前に相談すること。</p> <p>(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(<u>平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知</u>の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないように留意すること。</p> <p>別添42 略</p>

改正後	改正前
<p>別添4 3</p> <p style="text-align: center;">児童相談所一時保護施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 定員超過解消のための一時保護施設の創設等による定員拡大を図るための施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもが適切な環境で生活できるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 施設の定員拡大を図るため、新設、修理、改造を実施する事業（民間施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を（3）に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む）。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設。</p> <p>(3) 事業の実施主体 『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下、「都道府県等」という。別添4 3の2、別添4 3の3、別添4 3の4において同じ。）。</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額 イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用 ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象 エ 対象となる一時保護施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）</p>	<p>別添4 3</p> <p style="text-align: center;">児童相談所一時保護施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 定員超過解消のための一時保護施設の創設等による定員拡大を図るための施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもが適切な環境で生活できるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 施設の定員拡大を図るため、新設、修理、改造を実施する事業（民間施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を（3）に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む）。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設。</p> <p>(3) 事業の実施主体 『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下、「都道府県等」という。別添4 3の2、別添4 3の3、別添4 3の4において同じ。）。</p> <p>(4) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等 (1) 補助基準額 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額 イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用 ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象 エ 対象となる一時保護施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）</p>

改正後	改正前																
<p>第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算</p> <p>オ 財政上の特別措置</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「児童相談所一時保護施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>(2) 補助率 国9/10、都道府県等1/10</p> <p>(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築</p>	<p>第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算</p> <p>オ 財政上の特別措置</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「児童相談所一時保護施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>(2) 補助率 国9/10、都道府県等1/10</p> <p>(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築</p>																
4 対象経費	4 対象経費																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="148 1083 344 1117">種目</th> <th data-bbox="344 1083 1460 1117">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="148 1125 344 1444">本体工事費</td> <td data-bbox="344 1125 1460 1444"> 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1453 344 1537">特殊附帯工事費</td> <td data-bbox="344 1453 1460 1537">特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 1545 344 1696">解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</td> <td data-bbox="344 1545 1460 1696">解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 1083 1691 1117">種目</th> <th data-bbox="1691 1083 2816 1117">対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 1125 1691 1444">本体工事費</td> <td data-bbox="1691 1125 2816 1444"> 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1453 1691 1537">特殊附帯工事費</td> <td data-bbox="1691 1453 2816 1537">特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 1545 1691 1696">解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</td> <td data-bbox="1691 1545 2816 1696">解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</td> </tr> </tbody> </table>	種目	対象経費	本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
種目	対象経費																
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。																
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費																
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費																
種目	対象経費																
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。																
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費																
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費																
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認め</p>	<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認め</p>																

改正後	改正前
<p>られる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none">③ 職員の宿舎に要する費用④ その他施設整備費として適当と認められない費用 <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>子ども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支慮第69号</u>「<u>子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>子ども家庭庁</u>又は各地方厚生(支)局と事前に相談すること。</p>	<p>られる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none">③ 職員の宿舎に要する費用④ その他施設整備費として適当と認められない費用 <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号</u>「<u>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u>又は各<u>地方厚生局若しくは</u>地方厚生(支)局と事前に相談すること。</p>

改正後	改正前
<p>別添43の2</p> <p style="text-align: center;">一時保護専用施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 一時保護施設の定員が超過している自治体において、その解消のため、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置し、児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実を図るための整備に要する費用の一部を補助することにより、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境で保護することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 児童養護施設等において、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために、 ①都道府県等が必要な整備を行う事業（PFI事業含む。） ②社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県等が認めた法人（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業所に限る。）（以下「社会福祉法人等」と言う。）が設置する施設に係る施設整備に対し、都道府県等が補助する事業を実施すること。</p> <p>※ 「都道府県等が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、児童相談所設置市が認めた法人をいう。</p> <p>(2) 整備対象施設 ①児童福祉法第7条に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ②同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所 ③同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所</p> <p>(3) 事業の実施主体 『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体 2(2)の①の施設 都道府県等又は社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人 2(2)の②、③の施設</p>	<p>別添43の2</p> <p style="text-align: center;">一時保護専用施設整備事業</p> <p>1 事業の目的 一時保護施設の定員が超過している自治体において、その解消のため、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置し、児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実を図るための整備に要する費用の一部を補助することにより、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境で保護することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 児童養護施設等において、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために、 ①都道府県等が必要な整備を行う事業（PFI事業含む。） ②社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県等が認めた法人（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業所に限る。）（以下「社会福祉法人等」と言う。）が設置する施設に係る施設整備に対し、都道府県等が補助する事業を実施すること。</p> <p>※ 「都道府県等が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、児童相談所設置市が認めた法人をいう。</p> <p>(2) 整備対象施設 ①児童福祉法第7条に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ②同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所 ③同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所</p> <p>(3) 事業の実施主体 『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和4年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体 2(2)の①の施設 都道府県等又は社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人 2(2)の②、③の施設</p>

改正後	改正前																																
都道府県等又は社会福祉法人等	都道府県等又は社会福祉法人等																																
<p>(5) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額 イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用 ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象 エ 対象となる児童養護施設等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算 オ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「一時保護専用施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>(2) 補助率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設置主体</th> <th style="width: 10%;">国</th> <th style="width: 10%;">都道府県等</th> <th style="width: 55%;">設置主体（社会福祉法人等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2(1)の①の事業の場合</td> <td style="text-align: center;">9/10</td> <td style="text-align: center;">1/10</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(1)の②の事業の場合</td> <td style="text-align: center;">7/10</td> <td style="text-align: center;">1/20</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築、改築</p> <p>4 対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 目</th> <th style="width: 90%;">対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	設置主体	国	都道府県等	設置主体（社会福祉法人等）	2(1)の①の事業の場合	9/10	1/10	-	(1)の②の事業の場合	7/10	1/20	1/4	種 目	対 象 経 費			<p>(5) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。</p> <p>3 補助基準額・補助率等</p> <p>(1) 補助基準額 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。 ア 本体工事については、定員規模による定額 イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用 ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象 エ 対象となる児童養護施設等が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算 オ 財政上の特別措置 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「一時保護専用施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用</p> <p>(2) 補助率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">設置主体</th> <th style="width: 10%;">国</th> <th style="width: 10%;">都道府県等</th> <th style="width: 55%;">設置主体（社会福祉法人等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2(1)の①の事業の場合</td> <td style="text-align: center;">9/10</td> <td style="text-align: center;">1/10</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(1)の②の事業の場合</td> <td style="text-align: center;">7/10</td> <td style="text-align: center;">1/20</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 補助対象事業（整備区分） 創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築、改築</p> <p>4 対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 目</th> <th style="width: 90%;">対 象 経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	設置主体	国	都道府県等	設置主体（社会福祉法人等）	2(1)の①の事業の場合	9/10	1/10	-	(1)の②の事業の場合	7/10	1/20	1/4	種 目	対 象 経 費		
設置主体	国	都道府県等	設置主体（社会福祉法人等）																														
2(1)の①の事業の場合	9/10	1/10	-																														
(1)の②の事業の場合	7/10	1/20	1/4																														
種 目	対 象 経 費																																
設置主体	国	都道府県等	設置主体（社会福祉法人等）																														
2(1)の①の事業の場合	9/10	1/10	-																														
(1)の②の事業の場合	7/10	1/20	1/4																														
種 目	対 象 経 費																																

改正後		改正前	
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（５（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に <u>こども家庭庁</u> 所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」</u> による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>こども家庭庁</u> 又は各地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>		<p>5 留意事項</p> <p>(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。</p> <p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>③ 職員の宿舎に要する費用</p> <p>④ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に <u>厚生労働省</u> 所管 <u>一般会計</u> 補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」</u> による財産処分の承認手続き等が必要であるので、<u>厚生労働省</u> 又は各 <u>地方厚生局若しくは地方厚生（支）局</u> と事前に相談すること。</p>	
別添43の3～4 略		別添43の3～4 略	

改正後

別添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

(定義)

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

Table with 3 columns: 種類 (新設, 修理, 改造, 整備), 整備区分 (創設, 大規模修繕等, 増築増改築, 老朽民間児童福祉施設整備), 整備内容 (新たに施設を整備すること, 既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号, 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため, 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること, 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること, 社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率 (国, 都道府県, 市町村), ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes categories like (1) 保育所等整備事業 and (2) 広域的保育所利用事業.

改正前

別添

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業

(定義)

1 本運営要領において、「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

Table with 3 columns: 種類 (新設, 修理, 改造, 整備), 整備区分 (創設, 大規模修繕等, 増築増改築, 老朽民間児童福祉施設整備), 整備内容 (新たに施設を整備すること, 既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知, 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため, 既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること, 既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること, 社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

2 本運営要領において、「特別対策事業」とは、次の表に掲げる事業をいい、④欄の実施主体が②欄の事業内容を実施する場合、⑤欄に掲げる補助率を適用することとする。

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率 (国, 都道府県, 市町村), ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes categories like (1) 保育所等整備事業 and (2) 広域的保育所利用事業.

改正後

改正前

Table with columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の根拠, ④実施主体, ⑤補助率 (国, 都道府県, 市町村), ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes sections for (3) Family childcare improvement and (4) Childcare expansion.

※地方自治体(市町村)に
交付する事業(別添6の1)

Table with columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の根拠, ④実施主体, ⑤補助率 (国, 都道府県, 市町村), ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes sections for (3) Family childcare improvement and (4) Childcare expansion.

1 () 保育士
保育士(市町村)に
交付する事業(別添6の1)

改正後

改正前

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の根拠, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期間, ⑦精算時期. It details various childcare and education support programs like 'Childcare Personnel Training' and 'Nursery Support Centers'.

1 (文部科学省) 金ぴんをの給養

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の根拠, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期間, ⑦精算時期. It details various childcare and education support programs, similar to the '改正後' version but with some differences in implementation details.

1 (文部科学省) 金ぴんをの給養

改正後

Table with columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の根拠, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes sections for 2 保育サービス等の充実 and 3 すべての子ども家庭への支援.

改正前

Table with columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の根拠, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. Includes sections for 2 保育サービス等の充実 and 3 すべての子ども家庭への支援.

改正後

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. It details various social welfare projects such as '高等技術訓練促進費等事業' and '児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業'.

改正前

Table with 7 columns: ①区分, ②事業内容, ③交付額の規模, ④実施主体, ⑤補助率, ⑥事業実施期限, ⑦精算時期. It details various social welfare projects similar to the '改正後' table, including '高等技術訓練促進費等事業' and '児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業'.

改正後

改正前

①区分	②事業内容	③交付額の規模	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
8 複 合 化 ・ 多 機 能 化 の 幼 稚 園 等 の	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業（別添24） 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱4（3）	市町村	○別添24の3（2）①に該当する市町村	1/2 — 1/2		別添24の2（5）に定める期限	別添24の2（5）に定める期限の属する年度の末日
				○別添24の3（2）②に該当する市町村	1/2 — 1/4			
9 電 子 シ ス テ ム 構 築 等 に 関 する 支 援 新 制 度 に 関 する 支 援 子 ど も ・ 子 育 て	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（別添25） 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」という。）の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱4（3） 25年度交付要綱4（4）	都道府県 市町村	定額	—	—	別添25の2（4）に定める期限	別添25の2（4）に定める期限の属する年度の末日
				—	—	—		
10 不 妊 に 悩 む 方 へ の 支 援 事 業 に 関 する 支 援 子 ど も ・ 子 育 て	不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添26） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成26年4月から、直ちに必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	25年度交付要綱4（5）	都道府県	1/2	1/2	—	平成26年度末	平成26年度末
			指定都市 中核市	1/2	—	1/2		
			都道府県	1/2	1/2	—		
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）（別添26の2） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和3年1月1日以降に終了する治療とし、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和2年度交付要綱（第二次）4	都道府県	1/2	1/2	—	令和3年度末 ただし、令和4年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和4年9月30日とする。	令和4年度末
			指定都市 中核市	1/2	—	1/2		
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（別添26の3） 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱（第二次）	都道府県	1/2	1/2	—	令和4年度末 ただし、令和5年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和5年9月30日とする。	令和5年度末
			指定都市 中核市	1/2	—	1/2		
11 そ の 他 事 業	その他事業（都道府県事務費）（別添27） 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（3） 27年度交付要綱4（2） 28年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2	1/2	—	平成29年度末	平成29年度末
12 幼 児 教 育 ・ 保 育 に 関 する 支 援 事 業 に 関 する 支 援 子 ど も ・ 子 育 て	幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添28） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	令和2年度交付要綱4	都道府県 市町村	定額	—	—	令和5年度末	令和5年度末

①区分	②事業内容	③交付額の規模	④実施主体	⑤補助率			⑥事業実施期限	⑦精算時期
				国	都道府県	市町村		
8 複 合 化 ・ 多 機 能 化 の 幼 稚 園 等 の	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業（別添24） 復興計画などに基づき、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園の幼稚園、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼保連携型又は幼稚園型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する幼稚園又は保育所型認定こども園としての機能を備えて復旧・再開する保育所の幼稚園機能部分に対し、複合化・多機能化する際の整備費について補助する。	23年度交付要綱4（3）	市町村	○別添24の3（2）①に該当する市町村	1/2 — 1/2		別添24の2（5）に定める期限	別添24の2（5）に定める期限の属する年度の末日
				○別添24の3（2）②に該当する市町村	1/2 — 1/4			
9 電 子 シ ス テ ム 構 築 等 に 関 する 支 援 新 制 度 に 関 する 支 援 子 ど も ・ 子 育 て	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（別添25） 先般成立した子ども・子育て関連三法に基づく制度（以下、「子ども・子育て支援新制度」という。）の施行に向けて、地方自治体において一時的に必要なシステム導入経費及び事前調査経費について補助する。	24年度交付要綱4（3） 25年度交付要綱4（4）	都道府県 市町村	定額	—	—	別添25の2（4）に定める期限	別添25の2（4）に定める期限の属する年度の末日
				—	—	—		
10 不 妊 に 悩 む 方 へ の 支 援 事 業 に 関 する 支 援 子 ど も ・ 子 育 て	不妊に悩む方への特定治療支援事業（別添26） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、対象者が平成26年4月から、直ちに必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	25年度交付要綱4（5）	都道府県	1/2	1/2	—	平成26年度末	平成26年度末
			指定都市 中核市	1/2	—	1/2		
			都道府県	1/2	1/2	—		
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）（別添26の2） 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる夫婦間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行う。 また、助成対象を令和3年1月1日以降に終了する治療とし、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和2年度交付要綱（第二次）4	都道府県	1/2	1/2	—	令和3年度末 ただし、令和4年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和4年9月30日とする。	令和4年度末
			指定都市 中核市	1/2	—	1/2		
	不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（別添26の3） 令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一回の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。 また、必要な支援を受けられるよう十分な周知・普及を図るための経費を補助。	令和3年度交付要綱4 令和4年度交付要綱（第二次）	都道府県	1/2	1/2	—	令和4年度末 ただし、令和5年3月31日までに終了した治療に対して助成を行う場合は、令和5年9月30日とする。	令和5年度末
			指定都市 中核市	1/2	—	1/2		
11 そ の 他 事 業	その他事業（都道府県事務費）（別添27） 基金事業の執行業務に必要な費用の一部に充てるため、都道府県に対して事務費を交付する。	20年度交付要綱4（5） 26年度交付要綱4（3） 27年度交付要綱4（2） 28年度交付要綱4（2）	都道府県	1/2	1/2	—	平成29年度末	平成29年度末
12 幼 児 教 育 ・ 保 育 に 関 する 支 援 事 業 に 関 する 支 援 子 ど も ・ 子 育 て	幼児教育・保育無償化円滑化事業（別添28） 都道府県及び市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費について補助する。	令和2年度交付要綱4	都道府県 市町村	定額	—	—	令和5年度末	令和5年度末

改正後

Table with 13 rows and 10 columns. Columns include item number, title, fiscal year, municipality, and details. Row 13 is highlighted in blue.

改正前

Table with 13 rows and 10 columns. Columns include item number, title, fiscal year, municipality, and details. Row 13 is highlighted in blue.

改正後

(注1) ③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注2) ③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注3) ③欄の「22年度交付要綱」とは平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注4) ③欄の「23年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注5) ③欄の「24年度交付要綱」とは、平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注6) ③欄の「25年度交付要綱」とは、平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注7) ③欄の「26年度交付要綱」とは、平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注8) ③欄の「27年度交付要綱」とは、平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注9) ③欄の「28年度交付要綱」とは、平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成28年度（平成27年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注10) ③欄の「令和2年度交付要綱」とは、令和2年4月24日府子本第438号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注11) ③欄の「令和2年度交付要綱（第二次）」とは、令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注12) ③欄の「令和3年度交付要綱」とは、令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注13) ③欄の「令和4年度交付要綱」とは、令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注14) ③欄の「令和4年度交付要綱（第二次）」とは、令和4年12月23日厚生労働省発子1223第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注15) ④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

（補助基準額）

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

改正前

(注1) ③欄の「20年度交付要綱」とは平成21年3月5日20文科初第1278号・厚生労働省発雇児第0305005号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注2) ③欄の「21年度交付要綱」とは平成21年7月1日21文科初第6476号・厚生労働省発雇児0701第9号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注3) ③欄の「22年度交付要綱」とは平成23年1月17日22文科初第1353号・厚生労働省発雇児0117第1号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成22年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注4) ③欄の「23年度交付要綱」とは、平成23年6月23日厚生労働省発雇児0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成23年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注5) ③欄の「24年度交付要綱」とは、平成24年12月28日24文科初第987号・厚生労働省発雇児1228第3号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成24年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注6) ③欄の「25年度交付要綱」とは、平成26年2月6日25文科初第1246号・厚生労働省発雇児0206第8号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成25年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注7) ③欄の「26年度交付要綱」とは、平成26年3月20日25文科初第1445号・厚生労働省発雇児0320第5号文部科学事務次官・厚生労働事務次官連名通知の別紙「平成26年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注8) ③欄の「27年度交付要綱」とは、平成28年3月11日厚生労働省発雇児0311第13号厚生労働事務次官通知の別紙「平成27年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注9) ③欄の「28年度交付要綱」とは、平成29年1月30日厚生労働省発雇児0130第1号厚生労働事務次官通知の別紙「平成28年度（平成27年度からの繰越分）子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注10) ③欄の「令和2年度交付要綱」とは、令和2年4月24日府子本第438号内閣総理大臣通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注11) ③欄の「令和2年度交付要綱（第二次）」とは、令和3年2月3日厚生労働省発子0203第4号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注12) ③欄の「令和3年度交付要綱」とは、令和4年2月21日厚生労働省発子0221第3号厚生労働事務次官通知の別紙「令和3年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注13) ③欄の「令和4年度交付要綱」とは、令和4年6月23日厚生労働省発子0623第1号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注14) ③欄の「令和4年度交付要綱（第二次）」とは、令和4年12月23日厚生労働省発子1223第2号厚生労働事務次官通知の別紙「令和4年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」のことを言う。

(注15) ④欄の「市」または「市町村」には、特段の記載がない限りは指定都市・中核市・児童相談所設置市を含む。

（補助基準額）

3 補助基準額については、別表に定めるとおりとする。

改正後

別紙 1 ~ 6 略

改正前

別紙 1 ~ 6 略

改正後

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○保育所緊急整備事業

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21～30名	124,800	137,600
定員31～40名	145,300	159,700
定員41～70名	165,600	182,200
定員71～100名	215,200	236,800
定員101～130名	258,800	284,700
定員131～160名	299,600	329,600
定員161～190名	340,200	374,400
定員191～220名	378,300	415,900
定員221～250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,040	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～40名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
	定員161名以上	21
土地借料補助加算	26,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,970	4,330

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」、「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

(別表)補助基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

1. 保育サービス等の充実

(1) 保育所等整備事業

○保育所緊急整備事業

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
定員21～30名	115,900	127,700
定員31～40名	135,000	148,300
定員41～70名	153,800	169,200
定員71～100名	199,800	219,900
定員101～130名	240,300	264,400
定員131～160名	278,200	306,100
定員161～190名	315,900	347,600
定員191～220名	351,200	386,100
定員221～250名	388,900	427,800
定員251名以上	432,200	475,400
特殊附帯工事	16,750	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	24,800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3,680	4,020

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」、「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

保育所緊急整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21～30名	124,800	137,600
定員31～40名	145,300	159,700
定員41～70名	165,600	182,200
定員71～100名	215,200	236,800
定員101～130名	258,800	284,700
定員131～160名	299,600	329,600
定員161～190名	340,200	374,400
定員191～220名	378,300	415,900
定員221～250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～40名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
	定員161名以上	21
土地借料補助加算	52,200	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	16,900	18,600

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

保育所緊急整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
定員21～30名	115,900	127,700
定員31～40名	135,000	148,300
定員41～70名	153,800	169,200
定員71～100名	199,800	219,900
定員101～130名	240,300	264,400
定員131～160名	278,200	306,100
定員161～190名	315,900	347,600
定員191～220名	351,200	386,100
定員221～250名	388,900	427,800
定員251名以上	432,200	475,400
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	48,400	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	15,690	17,270

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち

「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、

「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。**で算定すること。**

(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	157,200	173,000
定員21～30名	164,800	181,400
定員31～40名	191,900	210,900
定員41～70名	218,600	240,700
定員71～100名	284,100	312,500
定員101～130名	341,600	375,800
定員131～160名	395,500	435,200
定員161～190名	449,300	494,200
定員191～220名	499,400	548,900
定員221～250名	552,900	608,300
定員251名以上	614,500	675,900
特殊附帯工事	23,700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～40名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
	定員161名以上	21
土地借料補助加算	35,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	5,110	5,640

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日成事第423号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
定員21～30名	153,000	168,400
定員31～40名	178,200	195,800
定員41～70名	203,000	223,500
定員71～100名	263,800	290,200
定員101～130名	317,200	348,900
定員131～160名	367,200	404,100
定員161～190名	417,200	458,900
定員191～220名	463,700	509,700
定員221～250名	513,400	564,800
定員251名以上	570,600	627,600
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	32,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	4,740	5,240

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額＝基準額－幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。**で算定すること。**
(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	157.200	173.000
定員21～30名	164.800	181.400
定員31～40名	191.900	210.900
定員41～70名	218.600	240.700
定員71～100名	284.100	312.500
定員101～130名	341.600	375.800
定員131～160名	395.500	435.200
定員161～190名	449.300	494.200
定員191～220名	499.400	548.900
定員221～250名	552.900	608.300
定員251名以上	614.500	675.900
特殊附帯工事	23.700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	62
	定員21～30名	47
	定員31～40名	41
	定員41～70名	35
	定員71～100名	29
	定員101～130名	23
	定員131～160名	22
	定員161名以上	21
土地借料補助加算	68.500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	21.820	24.130

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正前

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146.000	160.700
定員21～30名	153.000	168.400
定員31～40名	178.200	195.800
定員41～70名	203.000	223.500
定員71～100名	263.800	290.200
定員101～130名	317.200	348.900
定員131～160名	367.200	404.100
定員161～190名	417.200	458.900
定員191～220名	463.700	509.700
定員221～250名	513.400	564.800
定員251名以上	570.600	627.600
特殊附帯工事	22.010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(保育所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算	
	定員20名以下	57
	定員21～30名	43
	定員31～40名	38
	定員41～70名	32
	定員71～100名	27
	定員101～130名	21
	定員131～160名	20
	定員161名以上	19
土地借料補助加算	63.600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所の設置に必要な土地について、当該保育所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	20.260	22.400

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

※ 幼保連携型認定こども園の保育所部分と幼稚園部分の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」・「消融雪設備整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所緊急整備事業の基準額=基準額-幼稚園部分の基準額(注)」で算定すること。で算定すること。(注)幼稚園部分の基準額:認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の特殊附帯工事の基準額(又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額)

改正後

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	<u>2,384</u>	<u>2,625</u>	<u>4,248</u>	<u>4,673</u>
定員21～30名	<u>2,705</u>	<u>2,975</u>	<u>5,185</u>	<u>5,704</u>
定員31～40名	<u>3,606</u>	<u>3,968</u>	<u>6,286</u>	<u>6,914</u>
定員41～70名	<u>4,539</u>	<u>4,994</u>	<u>8,731</u>	<u>9,604</u>
定員71～100名	<u>6,401</u>	<u>7,042</u>	<u>13,096</u>	<u>14,406</u>
定員101～130名	<u>7,682</u>	<u>8,451</u>	<u>15,716</u>	<u>17,288</u>
定員131～160名	<u>9,604</u>	<u>10,564</u>	<u>19,646</u>	<u>21,610</u>
定員161～190名	<u>11,524</u>	<u>12,678</u>	<u>21,481</u>	<u>23,629</u>
定員191～220名	<u>13,446</u>	<u>14,790</u>	<u>25,060</u>	<u>27,566</u>
定員221～250名	<u>15,367</u>	<u>16,904</u>	<u>28,641</u>	<u>31,505</u>
定員251名以上	<u>17,288</u>	<u>19,018</u>	<u>32,221</u>	<u>35,445</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	<u>3,147</u>	<u>3,462</u>	<u>5,607</u>	<u>6,168</u>
定員21～30名	<u>3,568</u>	<u>3,928</u>	<u>6,845</u>	<u>7,529</u>
定員31～40名	<u>4,762</u>	<u>5,238</u>	<u>8,297</u>	<u>9,126</u>
定員41～70名	<u>5,990</u>	<u>6,590</u>	<u>11,524</u>	<u>12,677</u>
定員71～100名	<u>8,450</u>	<u>9,295</u>	<u>17,287</u>	<u>19,017</u>
定員101～130名	<u>10,140</u>	<u>11,155</u>	<u>20,744</u>	<u>22,820</u>
定員131～160名	<u>12,677</u>	<u>13,944</u>	<u>25,934</u>	<u>28,528</u>
定員161～190名	<u>15,212</u>	<u>16,733</u>	<u>28,353</u>	<u>31,190</u>
定員191～220名	<u>17,749</u>	<u>19,522</u>	<u>33,081</u>	<u>36,388</u>
定員221～250名	<u>20,282</u>	<u>22,312</u>	<u>37,807</u>	<u>41,587</u>
定員251名以上	<u>22,820</u>	<u>25,104</u>	<u>42,532</u>	<u>46,785</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

改正前

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	<u>2,214</u>	<u>2,437</u>	<u>3,945</u>	<u>4,338</u>
定員21～30名	<u>2,511</u>	<u>2,762</u>	<u>4,814</u>	<u>5,296</u>
定員31～40名	<u>3,348</u>	<u>3,684</u>	<u>5,836</u>	<u>6,419</u>
定員41～70名	<u>4,215</u>	<u>4,637</u>	<u>8,106</u>	<u>8,917</u>
定員71～100名	<u>5,943</u>	<u>6,539</u>	<u>12,160</u>	<u>13,376</u>
定員101～130名	<u>7,133</u>	<u>7,847</u>	<u>14,593</u>	<u>16,052</u>
定員131～160名	<u>8,917</u>	<u>9,809</u>	<u>18,241</u>	<u>20,065</u>
定員161～190名	<u>10,700</u>	<u>11,771</u>	<u>19,945</u>	<u>21,939</u>
定員191～220名	<u>12,485</u>	<u>13,733</u>	<u>23,268</u>	<u>25,595</u>
定員221～250名	<u>14,268</u>	<u>15,696</u>	<u>26,593</u>	<u>29,253</u>
定員251名以上	<u>16,052</u>	<u>17,658</u>	<u>29,917</u>	<u>32,911</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

保育所緊急整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	<u>2,922</u>	<u>3,215</u>	<u>5,206</u>	<u>5,727</u>
定員21～30名	<u>3,313</u>	<u>3,647</u>	<u>6,356</u>	<u>6,990</u>
定員31～40名	<u>4,422</u>	<u>4,864</u>	<u>7,704</u>	<u>8,474</u>
定員41～70名	<u>5,562</u>	<u>6,118</u>	<u>10,700</u>	<u>11,770</u>
定員71～100名	<u>7,846</u>	<u>8,630</u>	<u>16,051</u>	<u>17,657</u>
定員101～130名	<u>9,415</u>	<u>10,358</u>	<u>19,261</u>	<u>21,189</u>
定員131～160名	<u>11,770</u>	<u>12,947</u>	<u>24,080</u>	<u>26,488</u>
定員161～190名	<u>14,125</u>	<u>15,537</u>	<u>26,326</u>	<u>28,960</u>
定員191～220名	<u>16,480</u>	<u>18,127</u>	<u>30,716</u>	<u>33,786</u>
定員221～250名	<u>18,832</u>	<u>20,717</u>	<u>35,104</u>	<u>38,613</u>
定員251名以上	<u>21,189</u>	<u>23,309</u>	<u>39,491</u>	<u>43,440</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

改正後

○小規模保育整備事業
 <本体工事>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	119.200	131.100
特殊附帯工事	18.050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	26.700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3.970	4.330

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて](#)」(令和5年8月22日成事第423号)を準用して整備すること。

改正前

○小規模保育整備事業
 <本体工事>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110.700	121.700
特殊附帯工事	16.760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	24.800	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	3.680	4.020

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて](#)」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

小規模保育整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	52,200	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	16,900	18,600

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)を準用して整備すること。

改正前

小規模保育整備事業(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	48,400	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	15,690	17,270

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	<u>157.200</u>	<u>173.000</u>
特殊附帯工事	<u>23.700</u>	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	<u>62</u>	
土地借料補助加算	<u>35.000</u>	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	<u>5.110</u>	<u>5.640</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて](#)」(令和5年8月22日成事第423号)を準用して整備すること。

改正前

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	<u>146.000</u>	<u>160.700</u>
特殊附帯工事	<u>22.010</u>	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	<u>57</u>	
土地借料補助加算	<u>32.500</u>	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	<u>4.740</u>	<u>5.240</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて](#)」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	157.200	173.000
特殊附帯工事	23.700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	62	
土地借料補助加算	68.500	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	21.820	24.130

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日成事第423号)を準用して整備すること。

改正前

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146.000	160.700
特殊附帯工事	22.010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額(小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)の5%	
小規模保育事業所開設準備費加算	次に掲げる基準額に増加定員数を乗じて加算	
	57	
土地借料補助加算	63.600	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	20.260	22.400

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算、小規模保育事業所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※土地借料補助加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。

※地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

改正後

改正前

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位：千円

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,384	2,625	4,248	4,673

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,214	2,437	3,945	4,338

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積÷既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積÷既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

小規模保育整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位：千円

単位：千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,147	3,462	5,607	6,168

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,922	3,215	5,206	5,727

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積÷既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積÷既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

- 賃貸物件による保育所整備事業 略
- 子育て支援のための拠点施設整備事業 略
- 子育て支援のための拠点施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分) 略
- 放課後児童クラブ設置促進事業 略

- 賃貸物件による保育所整備事業 略
- 子育て支援のための拠点施設整備事業 略
- 子育て支援のための拠点施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分) 略
- 放課後児童クラブ設置促進事業 略

- (3) 家庭的保育改修等事業 略
- (4) 「待機児童解消加速化プラン」強化事業 略
- (5) 子育て支援交付金からの移行事業 略
- (6) 保育士人材確保等事業 略
- (7) 電力需給対策に対応した特別事業等 略

- (3) 家庭的保育改修等事業 略
- (4) 「待機児童解消加速化プラン」強化事業 略
- (5) 子育て支援交付金からの移行事業 略
- (6) 保育士人材確保等事業 略
- (7) 電力需給対策に対応した特別事業等 略

改正後

(8) 認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

<本体工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊附帯工事の対象事業については、「[次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて](#)」(令和5年8月22日こ成事第423号)別紙に掲げる対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附帯工事対象事業のうち「[資源有効活用整備費](#)」・「[消融雪設備整備](#)」を行う場合
整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園整備事業の基準額とすること。
2. 特殊附帯工事対象事業のうち「[屋外教育環境整備](#)」のみを行う場合
「[屋外教育環境整備](#)」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。
3. 特殊附帯工事対象事業のうち「[資源有効活用整備費](#)」・「[消融雪設備整備](#)」及び「[屋外教育環境整備](#)」を行う場合
次の手順により、基準額の按分を行うこと。
① 「[屋外教育環境整備](#)」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「[屋外教育環境整備](#)」に係る基準額とすること。
② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「[屋外教育環境整備](#)」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「[屋外教育環境整備](#)以外の特殊附帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。
③ 「[屋外教育環境整備](#)」に係る基準額と「[屋外教育環境整備](#)以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	83.300
定員21～30名	87.400
定員31～40名	101.500
定員41～70名	116.000
定員71～100名	150.400
定員101～130名	181.100
定員131～160名	209.600
定員161～190名	238.200
定員191～220名	264.500
定員221～250名	293.100
定員251名以上	325.700

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

(8) 認定こども園整備等事業

○認定こども園整備事業

<本体工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。また、特殊附帯工事の対象事業については、[認定こども園施設整備交付金交付要綱\(平成27年5月21日文部科学大臣裁定\)](#)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。

1. 特殊附帯工事対象事業のうち「[資源有効活用整備](#)」・「[消融雪設備整備](#)」を行う場合
整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を認定こども園整備事業の基準額とすること。
2. 特殊附帯工事対象事業のうち「[屋外教育環境整備](#)」のみを行う場合
「[屋外教育環境整備](#)」は認定こども園整備事業における対象事業であるため、基準額については認定こども園整備事業に計上すること。
3. 特殊附帯工事対象事業のうち「[資源有効活用整備](#)」・「[消融雪設備整備](#)」及び「[屋外教育環境整備](#)」を行う場合
次の手順により、基準額の按分を行うこと。
① 「[屋外教育環境整備](#)」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「[屋外教育環境整備](#)」に係る基準額とすること。
② 整備後の幼稚園部分(1号認定の子どもに係る部分)の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「[屋外教育環境整備](#)」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額(千円未満切捨)を算定し、「[屋外教育環境整備](#)以外の特殊附帯工事」に係る基準額(1号認定子ども分)とすること。
③ 「[屋外教育環境整備](#)」に係る基準額と「[屋外教育環境整備](#)以外の特殊附帯工事(1号認定子ども分)」に係る基準額の合計を認定こども園整備事業(文部科学省関係分)の基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	77.300
定員21～30名	81.100
定員31～40名	94.300
定員41～70名	107.700
定員71～100名	139.700
定員101～130名	168.100
定員131～160名	194.600
定員161～190名	221.200
定員191～220名	245.600
定員221～250名	272.100
定員251名以上	302.400

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	<u>109.900</u>
定員21~30名	<u>115.400</u>
定員31~40名	<u>134.200</u>
定員41~70名	<u>153.100</u>
定員71~100名	<u>198.600</u>
定員101~130名	<u>239.000</u>
定員131~160名	<u>276.800</u>
定員161~190名	<u>314.500</u>
定員191~220名	<u>349.300</u>
定員221~250名	<u>387.000</u>
定員251名以上	<u>430.000</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	<u>102.000</u>
定員21~30名	<u>107.200</u>
定員31~40名	<u>124.600</u>
定員41~70名	<u>142.200</u>
定員71~100名	<u>184.400</u>
定員101~130名	<u>221.900</u>
定員131~160名	<u>257.000</u>
定員161~190名	<u>292.100</u>
定員191~220名	<u>324.300</u>
定員221~250名	<u>359.300</u>
定員251名以上	<u>399.300</u>

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1.669	2.972
定員21～30名	1.893	3.630
定員31～40名	2.523	4.399
定員41～70名	3.177	6.110
定員71～100名	4.479	9.166
定員101～130名	5.376	11.001
定員131～160名	6.722	13.750
定員161～190名	8.067	15.034
定員191～220名	9.413	17.542
定員221～250名	10.756	20.048
定員251名以上	12.103	22.554

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分を整備する場合

幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園を整備する場合には、(別表)補助基準額表の1(1)保育所緊急整備事業に定める当該幼稚園の定員規模に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合は、次の表のとおりとする。

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	1.550	2.760
定員21～30名	1.758	3.370
定員31～40名	2.343	4.085
定員41～70名	2.950	5.673
定員71～100名	4.159	8.511
定員101～130名	4.992	10.214
定員131～160名	6.241	12.767
定員161～190名	7.490	13.959
定員191～220名	8.740	16.287
定員221～250名	9.987	18.614
定員251名以上	11.237	20.941

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	2,203	3,924
定員21～30名	2,499	4,790
定員31～40名	3,332	5,806
定員41～70名	4,192	8,066
定員71～100名	5,914	12,103
定員101～130名	7,097	14,519
定員131～160名	8,872	18,152
定員161～190名	10,649	19,846
定員191～220名	12,423	23,155
定員221～250名	14,200	26,461
定員251名以上	15,972	29,771

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正前

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員20名以下	2,045	3,644
定員21～30名	2,320	4,448
定員31～40名	3,093	5,391
定員41～70名	3,892	7,489
定員71～100名	5,492	11,237
定員101～130名	6,590	13,481
定員131～160名	8,238	16,854
定員161～190名	9,887	18,427
定員191～220名	11,535	21,499
定員221～250名	13,185	24,569
定員251名以上	14,830	27,642

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

改正後

○幼稚園耐震化促進事業
＜本体工事＞

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	119,200	131,100
定員21～30名	124,800	137,600
定員31～40名	145,300	159,700
定員41～70名	165,600	182,200
定員71～100名	215,200	236,800
定員101～130名	258,800	284,700
定員131～160名	299,600	329,600
定員161～190名	340,200	374,400
定員191～220名	378,300	415,900
定員221～250名	418,800	460,800
定員251名以上	465,500	512,000
特殊附帯工事	18,050	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て。）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」（令和5年8月22日成事第423号）別紙に掲げる対象事業と同様とする。

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,384	2,625	4,248	4,673
定員21～30名	2,705	2,975	5,185	5,704
定員31～40名	3,606	3,968	6,286	6,914
定員41～70名	4,539	4,994	8,731	9,604
定員71～100名	6,401	7,042	13,096	14,406
定員101～130名	7,682	8,451	15,716	17,288
定員131～160名	9,604	10,564	19,646	21,610
定員161～190名	11,524	12,678	21,481	23,629
定員191～220名	13,446	14,790	25,060	27,566
定員221～250名	15,367	16,904	28,641	31,505
定員251名以上	17,288	19,018	32,221	35,445

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て。）

改正前

○幼稚園耐震化促進事業
＜本体工事＞

単位：千円

	基準額（1施設当たり）	
	標準	都市部
定員20名以下	110,700	121,700
定員21～30名	115,900	127,700
定員31～40名	135,000	148,300
定員41～70名	153,800	169,200
定員71～100名	199,800	219,900
定員101～130名	240,300	264,400
定員131～160名	278,200	306,100
定員161～190名	315,900	347,600
定員191～220名	351,200	386,100
定員221～250名	388,900	427,800
定員251名以上	432,200	475,400
特殊附帯工事	16,760	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（設計料加算を除く。小数点以下切捨て。）

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て。）

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

＜解体撤去工事、仮施設整備工事＞

単位：千円

	基準額（1施設当たり）			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,214	2,437	3,945	4,338
定員21～30名	2,511	2,762	4,814	5,296
定員31～40名	3,348	3,684	5,836	6,419
定員41～70名	4,215	4,637	8,106	8,917
定員71～100名	5,943	6,539	12,160	13,376
定員101～130名	7,133	7,847	14,593	16,052
定員131～160名	8,917	9,809	18,241	20,065
定員161～190名	10,700	11,771	19,945	21,939
定員191～220名	12,485	13,733	23,268	25,595
定員221～250名	14,268	15,696	26,593	29,253
定員251名以上	16,052	17,658	29,917	32,911

※豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て。）

改正後

幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	157,200	173,000
定員21～30名	164,800	181,400
定員31～40名	191,900	210,900
定員41～70名	218,600	240,700
定員71～100名	284,100	312,500
定員101～130名	341,600	375,800
定員131～160名	395,500	435,200
定員161～190名	449,300	494,200
定員191～220名	499,400	548,900
定員221～250名	552,900	608,300
定員251名以上	614,500	675,900
特殊附帯工事	23,700	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日こ成事第423号)別紙に掲げる対象事業と同様とする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,147	3,462	5,607	6,168
定員21～30名	3,568	3,928	6,845	7,529
定員31～40名	4,762	5,238	8,297	9,126
定員41～70名	5,990	6,590	11,524	12,677
定員71～100名	8,450	9,295	17,287	19,017
定員101～130名	10,140	11,155	20,744	22,820
定員131～160名	12,677	13,944	25,934	28,528
定員161～190名	15,212	16,733	28,353	31,190
定員191～220名	17,749	19,522	33,081	36,388
定員221～250名	20,282	22,312	37,807	41,587
定員251名以上	22,820	25,104	42,532	46,785

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

改正前

幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	146,000	160,700
定員21～30名	153,000	168,400
定員31～40名	178,200	195,800
定員41～70名	203,000	223,500
定員71～100名	263,800	290,200
定員101～130名	317,200	348,900
定員131～160名	367,200	404,100
定員161～190名	417,200	458,900
定員191～220名	463,700	509,700
定員221～250名	513,400	564,800
定員251名以上	570,600	627,600
特殊附帯工事	22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%	

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(設計料加算を除く。小数点以下切捨て。)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事の対象事業については、「認定こども園施設整備交付金交付要綱(平成27年5月21日文科科学大臣裁定)に定める特殊附帯工事対象事業と同様とする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,922	3,215	5,206	5,727
定員21～30名	3,313	3,647	6,356	6,990
定員31～40名	4,422	4,864	7,704	8,474
定員41～70名	5,562	6,118	10,700	11,770
定員71～100名	7,846	8,630	16,051	17,657
定員101～130名	9,415	10,358	19,261	21,189
定員131～160名	11,770	12,947	24,080	26,488
定員161～190名	14,125	15,537	26,326	28,960
定員191～220名	16,480	18,127	30,716	33,786
定員221～250名	18,832	20,717	35,104	38,613
定員251名以上	21,189	23,309	39,491	43,440

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×解体面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て。)

改正後

○認定こども園事業費

①機能部分に対する補助

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	13,000	18,000
3歳児	13,000	22,000
1・2歳児	—	57,000
乳児	—	107,000

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)
	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000
3歳児	11,000
2歳児	46,000

(9)小規模保育事業

○小規模保育設置促進事業

単位:千円

		基準額
小規模保育設置促進事業(A型、B型)		
賃借料補助(契約家賃)	1事業所当たり	41,000
改修費等補助		
①待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	34,946
②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	38,223
③上記①、②以外の場合	1事業所当たり	24,026
小規模保育運営支援事業(C型)		
賃借料補助(契約家賃)	家庭的保育者1人当たり	990
改修費等補助		
①待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	34,946
②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	38,223
③上記①、②以外の場合	1事業所当たり	24,026

改正前

○認定こども園事業費

①機能部分に対する補助

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)	
	保育所型幼稚園機能部分	幼稚園型保育所機能部分
4歳以上児	13,000	18,000
3歳児	13,000	22,000
1・2歳児	—	57,000
乳児	—	107,000

②幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

単位:円

年齢区分	基準額(1人当たり月額)
	長時間預かり保育
4歳以上児	9,000
3歳児	11,000
2歳児	46,000

(9)小規模保育事業

○小規模保育設置促進事業

単位:千円

		基準額
小規模保育設置促進事業(A型、B型)		
賃借料補助(契約家賃)	1事業所当たり	41,000
改修費等補助		
①待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	32,448
②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	35,490
③上記①、②以外の場合	1事業所当たり	22,308
小規模保育運営支援事業(C型)		
賃借料補助(契約家賃)	家庭的保育者1人当たり	990
改修費等補助		
①待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	32,448
②子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策に基づいて実施される事業として行う場合	1事業所当たり	35,490
③上記①、②以外の場合	1事業所当たり	22,308

改正後

○小規模保育運営支援事業

①基本分単価(1人当たり月額)
3(1)①アに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300	25,300	25,300
3歳児	30,800	30,800	30,800
1・2歳児	88,900	76,000	85,600
乳児	157,100	130,400	85,600

3(1)①イに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900	15,900	15,900
3歳児	20,400	20,400	20,400
1・2歳児	74,100	61,200	73,100
乳児	139,300	112,600	73,100

②連携施設経費

単位:円

連携施設を設定している場合	1か所当たり月額
	24,600

(10)利用者支援事業

実施施設ごとに以下に定める「基本型」又は「特定型」のいずれかを選択して実施すること。

単位:千円

区分	基準額 (一施設当たり)
基本型	1,681
特定型	660

改正前

○小規模保育運営支援事業

①基本分単価(1人当たり月額)
3(1)①アに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	25,300	25,300	25,300
3歳児	30,800	30,800	30,800
1・2歳児	88,900	76,000	85,600
乳児	157,100	130,400	85,600

3(1)①イに該当する場合

単位:円

年齢区分	A型	B型	C型
4歳以上児	15,900	15,900	15,900
3歳児	20,400	20,400	20,400
1・2歳児	74,100	61,200	73,100
乳児	139,300	112,600	73,100

②連携施設経費

単位:円

連携施設を設定している場合	1か所当たり月額
	24,600

(10)利用者支援事業

実施施設ごとに以下に定める「基本型」又は「特定型」のいずれかを選択して実施すること。

単位:千円

区分	基準額 (一施設当たり)
基本型	1,681
特定型	660

改正後

(11) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等	2,000

< デジタルテレビ等整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	245
アンテナ工事	200

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

	基準額(研修参加教職員1人当たり)
研修支援	6,250

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

単位: 円

	基準額
養成施設受講料等(1人当たり)	100,000
代替保育従事者雇上費(1日当たり)	5,920

2. すべての子ども・家庭への支援

	基準額
地域子育て創生事業	都道府県知事が必要と認めた額
地域子育て特別支援事業	都道府県知事が必要と認めた額

3. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1) 高等技能訓練促進費等事業

基準額
別添13の3の(1)に定める額

改正前

(11) 認定こども園等の環境整備等事業

○ 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

< 遊具等環境整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等	2,000

< デジタルテレビ等整備 >

単位: 千円

	基準額(1施設当たり)
デジタルテレビ (購入費、テレビ廃棄料、天吊り工事費)	245
アンテナ工事	200

○ 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

単位: 円

	基準額(研修参加教職員1人当たり)
研修支援	6,250

○ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

単位: 円

	基準額
養成施設受講料等(1人当たり)	100,000
代替保育従事者雇上費(1日当たり)	5,920

2. すべての子ども・家庭への支援

	基準額
地域子育て創生事業	都道府県知事が必要と認めた額
地域子育て特別支援事業	都道府県知事が必要と認めた額

3. ひとり親家庭等への支援の拡充

(1) 高等技能訓練促進費等事業

基準額
別添13の3の(1)に定める額

改正後

(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

単位: 千円

基準額	
託児活動費	月額 862
事務費	年額 1,574

(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位: 千円

基準額(1チーム当たり年額)	
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

単位: 千円

基準額	
戸別訪問による相談支援等	年額 2,577
就職活動支度の費用についての支援	支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額)

(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

基準額	
こども家庭庁長官が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額	

(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位: 千円

基準額(1チーム当たり年額)	
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

4. 社会的養護の拡充

(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位: 千円

基準額(1チーム当たり年額)	
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

改正前

(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス事業

単位: 千円

基準額	
託児活動費	月額 862
事務費	年額 1,574

(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業

単位: 千円

基準額(1チーム当たり年額)	
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業

単位: 千円

基準額	
戸別訪問による相談支援等	年額 2,577
就職活動支度の費用についての支援	支援対象者1人当たり 50千円(実際に要した費用が50千円を下回る場合は、当該額)

(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

基準額	
厚生労働大臣が必要と認めた額又は別に定める基準に照らし都道府県知事が必要と認めた額	

(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業

単位: 千円

基準額(1チーム当たり年額)	
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

4. 社会的養護の拡充

(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

単位: 千円

基準額(1チーム当たり年額)	
賃金	4,482
事務諸経費	1,640

改正後

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位：千円

基準額(1施設当たり)	
施設内遊具の安全対策	2,300
食品の安全対策	6,500
児童入所施設等の生活環境改善	下記以外
	8,000
地域子育て支援拠点の環境改善	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター
	1,000
学習環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム
	400
	里親
	1里親当たり 200
	地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター
1,000	
賃貸・改修等の補助対象の拡大	都道府県社協等
	1か所当たり200千円×貸出見込人数
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額
	3,000
賃貸・改修等の補助対象の拡大	改修費補助
	8,000

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

単位：千円

基準額	
児童養護施設等施設職員の研修	1人当たり(送り出し施設)
	短期研修宿泊あり
	131
	短期研修宿泊なし
71	
長期研修	
1,018	
1人当たり(受入施設(長期研修の場合のみ))	
215	
調整機関事務費	
2,988	

5. 児童虐待防止対策の強化

基準額	
児童虐待防止対策緊急強化事業	都道府県知事が必要と認めた額

6. 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等

基準額	
子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	都道府県知事が必要と認めた額

7. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

基準額	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	別添26の3の(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)	別添26の2 13の(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)	別添26の3 13の(1)に定める額

8. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

基準額	
幼児教育・保育無償化円滑化事業	都道府県知事が必要と認めた額

改正前

(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

単位：千円

基準額(1施設当たり)	
施設内遊具の安全対策	2,300
食品の安全対策	6,500
児童入所施設等の生活環境改善	下記以外
	8,000
地域子育て支援拠点の環境改善	里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター
	1,000
学習環境改善	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム
	8,000
	400
	里親
	1里親当たり 200
地域小規模児童養護施設、母子家庭等就業・自立支援センター	
1,000	
賃貸・改修等の補助対象の拡大	都道府県社協等
	1か所当たり200千円×貸出見込人数
賃貸・改修等の補助対象の拡大	賃借料補助 年額
	3,000
賃貸・改修等の補助対象の拡大	改修費補助
	8,000

(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業

単位：千円

基準額	
児童養護施設等施設職員の研修	1人当たり(送り出し施設)
	短期研修宿泊あり
	131
	短期研修宿泊なし
71	
長期研修	
1,018	
1人当たり(受入施設(長期研修の場合のみ))	
215	
調整機関事務費	
2,988	

5. 児童虐待防止対策の強化

基準額	
児童虐待防止対策緊急強化事業	都道府県知事が必要と認めた額

6. 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等

基準額	
子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	都道府県知事が必要と認めた額

7. 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実

基準額	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	別添26の3の(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業(令和3年1月1日以降治療終了分)	別添26の2 13の(1)に定める額
不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)	別添26の3 13の(1)に定める額

8. 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等

基準額	
幼児教育・保育無償化円滑化事業	都道府県知事が必要と認めた額

改正後

9. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

基準額
別添29に定める額

(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

基準額
別添30に定める額

(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

基準額
別添31に定める額

(4) 保護者支援臨時特例事業

基準額
別添32に定める額

(5) 子どもの居場所支援整備事業

基準額
別添33に定める額

(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業

基準額
別添34に定める額

(7) 子育て短期支援整備事業

単位:千円

種目	単位	基準額
本体工事	1人当たり	2,638
初度設備相当加算	1人当たり	104
特殊附帯工事	1施設当たり	18,097
地域交流スペース加算	1施設当たり	13,218
解体撤去工事	1人当たり	131
仮施設整備工事	1人当たり	236

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(令和5年8月22日成事第423号)を準用して整備すること。

※地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(令和5年8月22日成事第435号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

改正前

9. 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

基準額
別添29に定める額

(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

基準額
別添30に定める額

(3) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業

基準額
別添31に定める額

(4) 保護者支援臨時特例事業

基準額
別添32に定める額

(5) 子どもの居場所支援整備事業

基準額
別添33に定める額

(6) 子どもの居場所支援臨時特例事業

基準額
別添34に定める額

(7) 子育て短期支援整備事業

単位:千円

種目	単位	基準額
本体工事	1人当たり	2,449
初度設備相当加算	1人当たり	97
特殊附帯工事	1施設当たり	16,804
地域交流スペース加算	1施設当たり	12,273
解体撤去工事	1人当たり	121
仮施設整備工事	1人当たり	220

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇発第0612004号)を準用して整備すること。

※地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇発第0612008号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

改正後

改正前

(8)子育て短期支援臨時特例事業

基準額
別添36に定める額

(8)子育て短期支援臨時特例事業

基準額
別添36に定める額

(9)一時預かり利用者負担軽減事業

基準額
別添37に定める額

(9)一時預かり利用者負担軽減事業

基準額
別添37に定める額

(10)妊婦訪問支援事業

基準額
別添38に定める額

(10)妊婦訪問支援事業

基準額
別添38に定める額

(11)特定妊婦等支援整備事業

基準額
別添39に定める額

(11)特定妊婦等支援整備事業

基準額
別添39に定める額

(12)特定妊婦等支援臨時特例事業

基準額
別添40に定める額

(12)特定妊婦等支援臨時特例事業

基準額
別添40に定める額

(13)社会的養護自立支援整備事業

基準額
別添41に定める額

(13)社会的養護自立支援整備事業

基準額
別添41に定める額

(14)社会的養護自立支援実態把握事業

基準額
別添42に定める額

(14)社会的養護自立支援実態把握事業

基準額
別添42に定める額

改正後

(15-1) 児童相談所一時保護施設整備事業
 <本体施設>

単位:千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	28,249
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	14,703
初度設備相当加算	1人当たり	244
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
心理療法室整備加算	1施設当たり	76,539

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**子ども家庭庁長官**が必要と認めたポイントであること。
 ※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱**い**について」(**成事第433号令和5年8月22日子ども家庭庁長官通知**)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
 ※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和5年8月22日成事第438号**)によるものとする。

(児童相談所一時保護施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分))

単位:千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	37,667
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	19,604
初度設備相当加算	1人当たり	325
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,758
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	5,517
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	8,275
心理療法室整備加算	1施設当たり	102,052

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**子ども家庭庁長官**が必要と認めたポイントであること。
 ※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱**い**について」(**成事第433号令和5年8月22日子ども家庭庁長官通知**)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
 ※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和5年8月22日成事第438号**)によるものとする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事、特殊付帯工事>

単位:千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
解体撤去工事	1人当たり	480	633
仮施設整備工事	1人当たり	867	1,144
特殊付帯工事	1施設当たり	-	49,582

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

改正前

(15-1) 児童相談所一時保護施設整備事業
 <本体施設>

単位:千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	26,230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	13,652
初度設備相当加算	1人当たり	227
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
心理療法室整備加算	1施設当たり	71,067

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**厚生労働大臣**が必要と認めたポイントであること。
 ※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱**い**について」(**雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知**)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
 ※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和2年4月20日子発0420第8号**)によるものとする。

(児童相談所一時保護施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分))

単位:千円

	単位	基準額
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	34,974
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	18,203
初度設備相当加算	1人当たり	302
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,561
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	5,122
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	7,684
心理療法室整備加算	1施設当たり	94,756

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**厚生労働大臣**が必要と認めたポイントであること。
 ※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱**い**について」(**雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知**)に準ずるものとする。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
 ※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和2年4月20日子発0420第8号**)によるものとする。

<解体撤去工事、仮施設整備工事、特殊付帯工事>

単位:千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
解体撤去工事	1人当たり	446	588
仮施設整備工事	1人当たり	805	1,062
特殊付帯工事	1施設当たり	-	46,037

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

改正後

(15-2)一時保護専用施設整備事業
 <本体施設>

単位:千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,712
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	55
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,594
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,295
初度設備相当加算	1人当たり	105
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,130
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,625
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	17,060
初度設備相当加算	1世帯当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	9,378
初度設備相当加算	1世帯当たり	105
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,625
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,332
初度設備相当加算	1人当たり	32
児童養護施設本体	1人当たり	7,210
初度設備相当加算	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,192
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,638
初度設備相当加算	1人当たり	105
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,625
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	423
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
児童心理治療施設本体	1人当たり	8,530
初度設備相当加算	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,344
心理療法室整備加算	1施設当たり	58,819
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
通所部門整備加算	1人当たり	3,557
初度設備相当加算	1人当たり	100

改正前

(15-2)一時保護専用施設整備事業
 <本体施設>

単位:千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,375
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	51
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,265
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,202
初度設備相当加算	1人当たり	98
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,049
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,508
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	15,840
初度設備相当加算	1世帯当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	8,708
初度設備相当加算	1世帯当たり	98
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,508
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,165
初度設備相当加算	1人当たり	30
児童養護施設本体	1人当たり	6,695
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,392
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,449
初度設備相当加算	1人当たり	98
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,508
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	393
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
児童心理治療施設本体	1人当たり	7,920
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	9,604
心理療法室整備加算	1施設当たり	54,614
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
通所部門整備加算	1人当たり	3,303
初度設備相当加算	1人当たり	93

改正後

児童自立支援施設本体	1人当たり	10,132
初度設備相当加算	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,923
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,269
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,351
通所部門整備加算	1人当たり	3,557
初度設備相当加算	1人当たり	100
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	10,250
初度設備相当加算	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
児童自立生活援助事業所	1人当たり	9,354
初度設備相当加算	1人当たり	122
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**こども家庭庁長官**が必要と認めたポイントであること。
 ※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(**こ成事第433号令和5年8月22日こども家庭庁成育局長通知**)に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。
 ※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。
 ※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
 ※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和5年8月22日こ成事第438号**)によるものとする。

改正前

児童自立支援施設本体	1人当たり	9,407
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,070
心理療法室整備加算	1施設当たり	35,533
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,826
通所部門整備加算	1人当たり	3,303
初度設備相当加算	1人当たり	93
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	9,517
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
児童自立生活援助事業所	1人当たり	8,685
初度設備相当加算	1人当たり	113
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**厚生労働大臣**が必要と認めたポイントであること。
 ※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(**雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知**)に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。
 ※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。
 ※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
 ※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和2年4月20日子発0420第8号**)によるものとする。

改正後

(一時保護専用施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,797
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	56
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,677
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,319
初度設備相当加算	1人当たり	107
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,151
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,654
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	17,368
初度設備相当加算	1世帯当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	9,546
初度設備相当加算	1世帯当たり	107
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,654
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,374
初度設備相当加算	1人当たり	32
児童養護施設本体	1人当たり	7,339
初度設備相当加算	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,394
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,686
初度設備相当加算	1人当たり	107
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,654
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	431
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
児童心理治療施設本体	1人当たり	8,684
初度設備相当加算	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,530
心理療法室整備加算	1施設当たり	59,877
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
通所部門整備加算	1人当たり	3,622
初度設備相当加算	1人当たり	102

改正前

(一時保護専用施設整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	単位	基準額
乳児院本体	1人当たり	4,454
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	52
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,342
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,224
初度設備相当加算	1人当たり	99
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	1,068
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,536
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	16,126
初度設備相当加算	1世帯当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	8,864
初度設備相当加算	1世帯当たり	99
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,536
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,204
初度設備相当加算	1人当たり	30
児童養護施設本体	1人当たり	6,815
初度設備相当加算	1人当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	10,580
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	2,494
初度設備相当加算	1人当たり	99
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,536
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	400
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
児童心理治療施設本体	1人当たり	8,063
初度設備相当加算	1人当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	9,778
心理療法室整備加算	1施設当たり	55,596
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
通所部門整備加算	1人当たり	3,363
初度設備相当加算	1人当たり	95

改正後

改正前

児童自立支援施設本体	1人当たり	10,314
初度設備相当加算	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	12,138
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,958
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	7,484
通所部門整備加算	1人当たり	3,622
初度設備相当加算	1人当たり	102
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	10,434
初度設備相当加算	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205
児童自立生活援助事業所	1人当たり	9,522
初度設備相当加算	1人当たり	124
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	28,494
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	2,068
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	4,136
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	6,205

児童自立支援施設本体	1人当たり	9,577
初度設備相当加算	1人当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	11,270
心理療法室整備加算	1施設当たり	36,173
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	6,948
通所部門整備加算	1人当たり	3,363
初度設備相当加算	1人当たり	95
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	9,688
初度設備相当加算	1人当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761
児童自立生活援助事業所	1人当たり	8,842
初度設備相当加算	1人当たり	115
一時保護専用施設設置加算	1人当たり	26,457
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	1,920
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	3,841
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	5,761

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**こども家庭庁長官**が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」(**こ成事第433号令和5年8月22日こども家庭庁成育局長通知**)に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。

※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。

※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和5年8月22日こ成事第438号**)によるものとする。

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

※改築整備に係る初度設備相当加算は、基準額の2分の1以内で**厚生労働大臣**が必要と認めたポイントであること。

※一部改築に係る基準額は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱について」(**雇児発第0612005号平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知**)に準ずるものとする。

※母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の基準額を適用する。

※児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の基準額を適用する。

※「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

※大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱については、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(**令和2年4月20日子発0420第8号**)によるものとする。

改正後

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1人当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院	226	298	401	531
母子生活支援施設	828	1,094	1,504	1,987
児童養護施設	350	463	625	826
児童心理治療施設	401	531	757	1,001
児童自立支援施設	505	668	892	1,178
小規模住居型児童養育事業所	885	1,168	3,692	4,873
児童自立支援施設	788	1,041	3,277	4,326

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

<特殊付帯工事>

単位:千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業所、児童自立支援施設	1施設当たり	-	24,791

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(15-3)児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

基準額
別添43の3に定める額

(15-4)一時保護専用施設改修費支援事業

基準額
別添43の4に定める額

改正前

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1人当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院	209	276	373	493
母子生活支援施設	769	1,016	1,397	1,845
児童養護施設	325	429	581	767
児童心理治療施設	373	493	703	929
児童自立支援施設	469	620	828	1,094
小規模住居型児童養育事業所	822	1,084	3,428	4,525
児童自立支援施設	732	967	3,043	4,017

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

<特殊付帯工事>

単位:千円

	単位	標準	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業所、児童自立支援施設	1施設当たり	-	23,018

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(15-3)児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

基準額
別添43の3に定める額

(15-4)一時保護専用施設改修費支援事業

基準額
別添43の4に定める額

改正後

(別紙様式)

番 号
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

こども家庭庁長官

文部科学大臣 殿

都道府県知事

(元号) 〇〇年度安心こども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保有実績

(平成20年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	要国庫返納額 (D) 円	年度末保管額 (A+B-C-D) 円
こども家庭庁関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
(注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
(注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(別紙様式)

番 号
(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣

都道府県知事

(元号) 〇〇年度安心こども基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保有実績

(平成20年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	要国庫返納額 (D) 円	年度末保管額 (A+B-C-D) 円
厚生労働省関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
(注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
(注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(平成21年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
		円	円	円	円	円
子ども家庭庁関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成22年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
		円	円	円	円	円
子ども家庭庁関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(平成21年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
		円	円	円	円	円
厚生労働省関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成22年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
		円	円	円	円	円
厚生労働省関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(平成23年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	要国庫返納額 (D) 円	年度末保管額 (A+B-C-D) 円
こども家庭庁関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成24年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	要国庫返納額 (D) 円	年度末保管額 (A+B-C-D) 円
こども家庭庁関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成24年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(平成23年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	要国庫返納額 (D) 円	年度末保管額 (A+B-C-D) 円
厚生労働省関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成24年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A) 円	運用益繰入額 (B) 円	年度内支出額 (C) 円	要国庫返納額 (D) 円	年度末保管額 (A+B-C-D) 円
厚生労働省関係						
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成24年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(平成25年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成25年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成26年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成26年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(平成25年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成25年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成26年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成26年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(平成27年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成27年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成28年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成28年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(平成27年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成27年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成28年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成28年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(平成29年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
子ども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成29年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成30年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
子ども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成30年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(平成29年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成29年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成30年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 平成30年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(令和元年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和元年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和2年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係 <small>(「幼児教育・保育無償化」事業を除く)</small>		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
こども家庭庁関係 <small>(「幼児教育・保育無償化」事業に関する)</small>						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和2年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(令和元年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和元年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和2年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
内閣府関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和2年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
 (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
 (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(令和3年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係 <small>(北印、東北、東海、近畿、四国、九州)</small>		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
こども家庭庁関係 <small>(北印、東北、東海、近畿、四国、九州)</small>						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和3年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
- (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
- (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和4年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども家庭庁関係 <small>(北印、東北、東海、近畿、四国、九州)</small>		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
こども家庭庁関係 <small>(北印、東北、東海、近畿、四国、九州)</small>						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和4年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
- (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
- (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(令和3年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
内閣府関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和3年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
- (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
- (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

(令和4年度交付分)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
内閣府関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 令和4年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
- (注2) 合計額 (a) は、7の合計額 (b) と一致すること。
- (注3) 要国庫返納額 (D) には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

改正前

(令和5年度交付分)

省別	基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
こども 家庭庁 関係 <small>(初等中等教育関係)</small>		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学 省関係						
	小計額					
こども 家庭庁 関係 <small>(初等中等教育関係)</small>						
	小計額					
合計額 (a)						

(注1) 令和5年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

(合計)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
<small>(幼児教育・保育無償 化円滑化事業を除く)</small> <small>(幼児教育・保育無償 化円滑化事業に限る)</small> こども 係 家庭庁 関		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
<small>(幼児教育・保育無償 化円滑化事業に限る)</small> こども 係 家庭庁 関						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
- (注2) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注3) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注4) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注5) 平成24年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注6) 平成25年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注7) 平成26年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注8) 平成27年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注9) 平成28年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注10) 平成29年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注11) 平成30年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注12) 令和元年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注13) 令和2年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注14) 令和3年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注15) 令和4年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注16) 令和5年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注17) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。
- (注18) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正前

(合計)

省別	基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
厚生労働省関係		円	円	円	円	円
	小計額					
文部科学省関係						
	小計額					
内閣府関係						
	小計額					
合計額 (a)						

- (注1) 平成20年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。
- (注2) 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注3) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注4) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注5) 平成24年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注6) 平成25年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注7) 平成26年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注8) 平成27年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注9) 平成28年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注10) 平成29年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注11) 平成30年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注12) 令和元年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注13) 令和2年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注14) 令和3年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注15) 令和4年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。
- (注16) 合計額(a)は、7の合計額(b)と一致すること。
- (注17) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

改正後

2 基金運用実績

(平成20年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
こども家庭庁関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成21年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
こども家庭庁関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成22年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
こども家庭庁関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

2 基金運用実績

(平成20年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成21年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成22年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正後

(平成23年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
こども家庭庁関係			円		円		円	円
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成24年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
こども家庭庁関係			円		円		円	円
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成25年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
こども家庭庁関係			円		円		円	円
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

(平成23年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	円
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成24年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	円
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成25年度交付分)

	基金の保有区分	運用益						合計額
		(元号)	年度	(元号)	年度	(元号)	年度	
厚生労働省関係			円		円		円	円
	小計額							
文部科学省関係								
	小計額							

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正後

(平成26年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
こども家庭庁関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成27年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
こども家庭庁関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成28年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
こども家庭庁関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

(平成26年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成27年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成28年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正後

(平成29年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
こども家庭庁関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成30年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
こども家庭庁関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和元年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
こども家庭庁関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

(平成29年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成30年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和元年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				

- (注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。
 (注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正後

(令和2年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
<small>専門的技術的知識の活用による教育の改善等に関する研究費</small> <small>(幼児教育・保育無償化円滑化)</small> <small>係</small> <small>子ども家庭庁関係</small>		円	円	円	円
	小計額				
<small>文部科学省関係</small>					
	小計額				
<small>専門的技術的知識の活用による教育の改善等に関する研究費</small> <small>(幼児教育・保育無償化円滑化)</small> <small>係</small> <small>子ども家庭庁関係</small>					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和3年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
<small>専門的技術的知識の活用による教育の改善等に関する研究費</small> <small>(幼児教育・保育無償化円滑化)</small> <small>係</small> <small>子ども家庭庁関係</small>		円	円	円	円
	小計額				
<small>文部科学省関係</small>					
	小計額				
<small>専門的技術的知識の活用による教育の改善等に関する研究費</small> <small>(幼児教育・保育無償化円滑化)</small> <small>係</small> <small>子ども家庭庁関係</small>					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

(令和2年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
<small>厚生労働省関係</small>		円	円	円	円
	小計額				
<small>文部科学省関係</small>					
	小計額				
<small>内閣府関係</small>					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和3年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
<small>厚生労働省関係</small>		円	円	円	円
	小計額				
<small>文部科学省関係</small>					
	小計額				
<small>内閣府関係</small>					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正後

(令和4年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
専業主婦(専業主夫)に 関する(幼児教育・保 育無償化円滑化 関係)		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
専業主婦(専業主夫)に 関する(幼児教育・保 育無償化円滑化 関係)					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(令和5年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
専業主婦(専業主夫)に 関する(幼児教育・保 育無償化円滑化 関係)		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
専業主婦(専業主夫)に 関する(幼児教育・保 育無償化円滑化 関係)					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

(令和4年度交付分)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
厚生労働省関係		円	円	円	円
	小計額				
文部科学省関係					
	小計額				
内閣府関係					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正後

(合計)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
<small>育無償化円滑化 事業を除く</small> <small>(幼児教育・保 育)</small> <small>こども家庭庁 関係</small>		円	円	円	円
	小計額				
<small>文部科学省 関係</small>					
	小計額				
<small>育無償化円滑化 事業に限る</small> <small>(幼児教育・保 育)</small> <small>こども家庭庁 関係</small>					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

改正前

(合計)

	基金の保有区分	運用益			合計額
		(元号) 年度	(元号) 年度	(元号) 年度	
<small>厚生労働省 関係</small>		円	円	円	円
	小計額				
<small>文部科学省 関係</small>					
	小計額				
<small>内閣府 関係</small>					
	小計額				

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「(元号) 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

3 基金の保有割合

① - 1	直近年度末の基金額 <u>(子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業を除く))</u> :	円
① - 2	直近年度末の基金額 (文部科学省関係) :	円
① - 3	直近年度末の基金額 <u>(子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業に限る))</u> :	円
② - 1	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 <u>(子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業を除く))</u> :	円
② - 2	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 (文部科学省関係) :	円
② - 3	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 <u>(子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業に限る))</u> :	円
③ - 1	<u>子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業を除く)</u> 保有割合 (①-1/②-1) :	(小数点第3位以下四捨五入)
③ - 2	文部科学省関係保有割合 (①-2/②-2) :	(小数点第3位以下四捨五入)
③ - 3	<u>子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業に限る)</u> 保有割合 (①-3/②-3) :	(小数点第3位以下四捨五入)
①	直近年度末の基金額 :	円
②	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 :	円
③	保有割合 (①/②) :	(※小数第3位以下四捨五入)

4 基金の保有割合の算定根拠

(子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業を除く))
(文部科学省関係)
(子ども家庭庁関係(幼児教育・保育無償化円滑化事業に限る))

※3の保有割合の算出過程が明らかになるような具体的な計算式、執行実績や実施計画等を用いた合理的な将来見込額等の算出根拠を記載すること。

5 基金事業等の目標に対する達成度

※別添様式の「基金事業等の目標」において定めた成果目標の達成度について記載すること。

6 基金の解散年月日(中止又は廃止も含む)

(平成20年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(平成21年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

3 基金の保有割合

① - 1	直近年度末の基金額 <u>(厚生労働省関係)</u> :	円
① - 2	直近年度末の基金額 (文部科学省関係) :	円
① - 3	直近年度末の基金額 <u>(内閣府関係)</u> :	円
② - 1	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 <u>(厚生労働省関係)</u> :	円
② - 2	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 (文部科学省関係) :	円
② - 3	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 <u>(内閣府関係)</u> :	円
③ - 1	<u>厚生労働省</u> 関係保有割合 (①-1/②-1) :	(小数点第3位以下四捨五入)
③ - 2	文部科学省関係保有割合 (①-2/②-2) :	(小数点第3位以下四捨五入)
③ - 3	<u>内閣府</u> 関係保有割合 (①-3/②-3) :	(小数点第3位以下四捨五入)
①	直近年度末の基金額 :	円
②	事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費 :	円
③	保有割合 (①/②) :	(※小数第3位以下四捨五入)

4 基金の保有割合の算定根拠

(厚生労働省関係)
(文部科学省関係)
(内閣府関係)

※3の保有割合の算出過程が明らかになるような具体的な計算式、執行実績や実施計画等を用いた合理的な将来見込額等の算出根拠を記載すること。

5 基金事業等の目標に対する達成度

※別添様式の「基金事業等の目標」において定めた成果目標の達成度について記載すること。

6 基金の解散年月日(中止又は廃止も含む)

(平成20年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(平成21年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

改正後

(平成22年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成23年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成24年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成25年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成26年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成27年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成28年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成29年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成30年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(令和元年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

改正前

(平成22年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成23年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成24年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成25年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成26年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成27年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成28年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成29年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(平成30年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

(令和元年度交付分)

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	(元号) 年 月 日
--------------------------	------------

改正後

(令和2年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(令和3年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(令和4年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(令和5年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

改正前

(令和2年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(令和3年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

(令和4年度交付分)

基金の
解散・中止・廃止 (元号) 年 月 日
年 月 日

改正後

7 基金事業に係る経費
(平成20年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

7 基金事業に係る経費
(平成20年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)																						
(1) 認定こども園整備等事業																						
○認定こども園整備事業																						
○幼稚園耐震化促進事業																						
○認定こども園事業費																						
(2) 認定こども園等の環境整備等事業																						
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備																						
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援																						
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業																						
3 すべての子ども・家庭への支援																						
4 ひとり親家庭等への支援の拡充																						
(1) 高等技能訓練促進費等事業																						
○高等技能訓練促進費																						
○入学支援修一時金																						
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業																						
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業																						
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業																						
○戸別訪問による相談支援等																						
○就業活動支度の費用についての支援																						
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業																						
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業																						
5 社会的養護の拡充																						
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業																						
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業																						
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業																						
6 児童虐待防止対策の強化																						
7 保育所等の複合化・多機能化																						
8 幼稚園等の複合化・多機能化																						
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等																						
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実																						
11 その他事業（都道府県事務費）																						
小計額																						
運用益																						
文部科学省関係																						
子ども家庭庁関係																						
合計額（b）																						
文部科学省関係																						
子ども家庭庁関係																						

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 （注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 （注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 （注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)																						
(1) 認定こども園整備等事業																						
○認定こども園整備事業																						
○幼稚園耐震化促進事業																						
○認定こども園事業費																						
(2) 認定こども園等の環境整備等事業																						
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備																						
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援																						
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業																						
3 すべての子ども・家庭への支援																						
4 ひとり親家庭等への支援の拡充																						
(1) 高等技能訓練促進費等事業																						
○高等技能訓練促進費																						
○入学支援修一時金																						
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業																						
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業																						
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業																						
○戸別訪問による相談支援等																						
○就業活動支度の費用についての支援																						
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業																						
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業																						
5 社会的養護の拡充																						
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業																						
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業																						
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業																						
6 児童虐待防止対策の強化																						
7 保育所等の複合化・多機能化																						
8 幼稚園等の複合化・多機能化																						
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等																						
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実																						
11 その他事業（都道府県事務費）																						
小計額																						
運用益																						
文部科学省関係																						
厚生労働省関係																						
合計額（b）																						
文部科学省関係																						
厚生労働省関係																						

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 （注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 （注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 （注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成21年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成21年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)										
(1) 認定こども園整備等事業										
○認定こども園整備事業										
○幼稚園耐震化促進事業										
○認定こども園事業費										
(2) 認定こども園等の環境整備等事業										
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備										
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援										
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業										
3 すべての子ども・家庭への支援										
4 ひとり親家庭等への支援の拡充										
(1) 高等技能訓練促進費等事業										
○高等技能訓練促進費										
○入学支援修了一時金										
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業										
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業										
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業										
○戸別訪問による相談支援等										
○就業活動支度の費用についての支援										
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業										
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業										
5 社会的養護の拡充										
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業										
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業										
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業										
6 児童虐待防止対策の強化										
7 保育所等の複合化・多機能化										
8 幼稚園等の複合化・多機能化										
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等										
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実										
11 その他事業（都道府県事務費）										
小計額										
運用益										
文部科学省関係										
こども家庭庁関係										
合計額（b）										
文部科学省関係										
こども家庭庁関係										

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 （注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 （注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 （注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)										
(1) 認定こども園整備等事業										
○認定こども園整備事業										
○幼稚園耐震化促進事業										
○認定こども園事業費										
(2) 認定こども園等の環境整備等事業										
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備										
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援										
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業										
3 すべての子ども・家庭への支援										
4 ひとり親家庭等への支援の拡充										
(1) 高等技能訓練促進費等事業										
○高等技能訓練促進費										
○入学支援修了一時金										
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業										
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業										
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業										
○戸別訪問による相談支援等										
○就業活動支度の費用についての支援										
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業										
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業										
5 社会的養護の拡充										
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業										
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業										
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業										
6 児童虐待防止対策の強化										
7 保育所等の複合化・多機能化										
8 幼稚園等の複合化・多機能化										
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等										
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実										
11 その他事業（都道府県事務費）										
小計額										
運用益										
文部科学省関係										
厚生労働省関係										
合計額（b）										
文部科学省関係										
厚生労働省関係										

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 （注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 （注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 （注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成22年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初	運用益	区分間流用	年度内	要国庫	年度末	備考
	保管額	繰入額	増減額	支出額	返納額	保管額	
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成22年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初	運用益	区分間流用	年度内	要国庫	年度末	備考
	保管額	繰入額	増減額	支出額	返納額	保管額	
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○幼稚園耐震化促進事業							
○認定こども園事業費							
(2) 認定こども園等の環境整備等事業							
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備							
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援							
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業							
3 すべての子ども・家庭への支援							
4 ひとり親家庭等への支援の拡充							
(1) 高等技能訓練促進費等事業							
○高等技能訓練促進費							
○入学支援修了一時金							
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業							
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業							
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業							
○戸別訪問による相談支援等							
○就業活動支度の費用についての支援							
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業							
(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)に対する就業支援事業							
5 社会的養護の拡充							
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業							
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業							
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6 児童虐待防止対策の強化							
7 保育所等の複合化・多機能化							
8 幼稚園等の複合化・多機能化							
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11 その他事業(都道府県事務費)							
小計額							
運用益							
文部科学省関係							
子ども家庭庁関係							
合計額(b)							
文部科学省関係							
子ども家庭庁関係							

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとに記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)							
(1) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○幼稚園耐震化促進事業							
○認定こども園事業費							
(2) 認定こども園等の環境整備等事業							
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備							
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援							
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業							
3 すべての子ども・家庭への支援							
4 ひとり親家庭等への支援の拡充							
(1) 高等技能訓練促進費等事業							
○高等技能訓練促進費							
○入学支援修了一時金							
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業							
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業							
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業							
○戸別訪問による相談支援等							
○就業活動支度の費用についての支援							
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業							
(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)に対する就業支援事業							
5 社会的養護の拡充							
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業							
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業							
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業							
6 児童虐待防止対策の強化							
7 保育所等の複合化・多機能化							
8 幼稚園等の複合化・多機能化							
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等							
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実							
11 その他事業(都道府県事務費)							
小計額							
運用益							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							
合計額(b)							
文部科学省関係							
厚生労働省関係							

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとに記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成23年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成23年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成24年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成24年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成25年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成25年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成26年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初	運用益	区分間流用	年度内	要国庫	年度末	備考
	保管額	繰入額	増減額	支出額	返納額	保管額	
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成26年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初	運用益	区分間流用	年度内	要国庫	年度末	備考
	保管額	繰入額	増減額	支出額	返納額	保管額	
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)											
(1) 認定こども園整備等事業											
○認定こども園整備事業											
○幼稚園耐震化促進事業											
○認定こども園事業費											
(2) 認定こども園等の環境整備等事業											
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備											
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援											
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業											
3 すべての子ども・家庭への支援											
4 ひとり親家庭等への支援の拡充											
(1) 高等技能訓練促進費等事業											
○高等技能訓練促進費											
○入学支援修一時金											
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業											
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業											
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業											
○戸別訪問による相談支援等											
○就業活動支度の費用についての支援											
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業											
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業											
5 社会的養護の拡充											
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業											
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業											
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業											
6 児童虐待防止対策の強化											
7 保育所等の複合化・多機能化											
8 幼稚園等の複合化・多機能化											
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等											
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実											
11 その他事業（都道府県事務費）											
小計額											
運用益											
文部科学省関係											
こども家庭庁関係											
合計額（b）											
文部科学省関係											
こども家庭庁関係											

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)											
(1) 認定こども園整備等事業											
○認定こども園整備事業											
○幼稚園耐震化促進事業											
○認定こども園事業費											
(2) 認定こども園等の環境整備等事業											
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備											
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援											
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業											
3 すべての子ども・家庭への支援											
4 ひとり親家庭等への支援の拡充											
(1) 高等技能訓練促進費等事業											
○高等技能訓練促進費											
○入学支援修一時金											
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業											
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業											
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業											
○戸別訪問による相談支援等											
○就業活動支度の費用についての支援											
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業											
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業											
5 社会的養護の拡充											
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業											
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業											
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業											
6 児童虐待防止対策の強化											
7 保育所等の複合化・多機能化											
8 幼稚園等の複合化・多機能化											
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等											
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実											
11 その他事業（都道府県事務費）											
小計額											
運用益											
文部科学省関係											
児童労働省関係											
合計額（b）											
文部科学省関係											
児童労働省関係											

（注1）区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
（注2）年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
（注3）区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
（注4）要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成27年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初	運用益	区分間流用	年度内	要国庫	年度末	備考
	保管額	繰入額	増減額	支出額	返納額	保管額	
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成27年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初	運用益	区分間流用	年度内	要国庫	年度末	備考
	保管額	繰入額	増減額	支出額	返納額	保管額	
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)										
(1) 認定こども園整備等事業										
○認定こども園整備事業										
○幼稚園耐震化促進事業										
○認定こども園事業費										
(2) 認定こども園等の環境整備等事業										
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備										
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援										
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業										
3 すべての子ども・家庭への支援										
4 ひとり親家庭等への支援の拡充										
(1) 高等技能訓練促進費等事業										
○高等技能訓練促進費										
○入学支援修了一時金										
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業										
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業										
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業										
○戸別訪問による相談支援等										
○就業活動支度の費用についての支援										
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業										
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業										
5 社会的養護の拡充										
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業										
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業										
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業										
6 児童虐待防止対策の強化										
7 保育所等の複合化・多機能化										
8 幼稚園等の複合化・多機能化										
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等										
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実										
11 その他事業（都道府県事務費）										
小計額										
運用益										
文部科学省関係										
子ども家庭庁関係										
合計額（b）										
文部科学省関係										
子ども家庭庁関係										

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)										
(1) 認定こども園整備等事業										
○認定こども園整備事業										
○幼稚園耐震化促進事業										
○認定こども園事業費										
(2) 認定こども園等の環境整備等事業										
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備										
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援										
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業										
3 すべての子ども・家庭への支援										
4 ひとり親家庭等への支援の拡充										
(1) 高等技能訓練促進費等事業										
○高等技能訓練促進費										
○入学支援修了一時金										
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業										
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業										
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業										
○戸別訪問による相談支援等										
○就業活動支度の費用についての支援										
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業										
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業										
5 社会的養護の拡充										
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業										
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業										
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業										
6 児童虐待防止対策の強化										
7 保育所等の複合化・多機能化										
8 幼稚園等の複合化・多機能化										
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等										
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実										
11 その他事業（都道府県事務費）										
小計額										
運用益										
文部科学省関係										
厚生労働省関係										
合計額（b）										
文部科学省関係										
厚生労働省関係										

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成28年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成28年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業（都道府県事務費）									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									
合計額（b）									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成29年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成29年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)											
(1) 認定こども園整備等事業											
○認定こども園整備事業											
○幼稚園耐震化促進事業											
○認定こども園事業費											
(2) 認定こども園等の環境整備等事業											
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備											
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援											
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業											
3 すべての子ども・家庭への支援											
4 ひとり親家庭等への支援の拡充											
(1) 高等技能訓練促進費等事業											
○高等技能訓練促進費											
○入学支援修一時金											
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業											
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業											
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業											
○戸別訪問による相談支援等											
○就業活動支度の費用についての支援											
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業											
(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)に対する就業支援事業											
5 社会的養護の拡充											
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業											
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業											
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業											
6 児童虐待防止対策の強化											
7 保育所等の複合化・多機能化											
8 幼稚園等の複合化・多機能化											
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等											
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実											
11 その他事業(都道府県事務費)											
小計額											
運用益											
文部科学省関係											
こども家庭庁関係											
合計額(b)											
文部科学省関係											
こども家庭庁関係											

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)											
(1) 認定こども園整備等事業											
○認定こども園整備事業											
○幼稚園耐震化促進事業											
○認定こども園事業費											
(2) 認定こども園等の環境整備等事業											
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備											
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援											
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業											
3 すべての子ども・家庭への支援											
4 ひとり親家庭等への支援の拡充											
(1) 高等技能訓練促進費等事業											
○高等技能訓練促進費											
○入学支援修一時金											
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業											
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業											
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業											
○戸別訪問による相談支援等											
○就業活動支度の費用についての支援											
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業											
(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)に対する就業支援事業											
5 社会的養護の拡充											
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業											
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業											
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業											
6 児童虐待防止対策の強化											
7 保育所等の複合化・多機能化											
8 幼稚園等の複合化・多機能化											
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等											
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実											
11 その他事業(都道府県事務費)											
小計額											
運用益											
文部科学省関係											
厚生労働省関係											
合計額(b)											
文部科学省関係											
厚生労働省関係											

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(平成30年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(平成30年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)												
(1) 認定こども園整備等事業												
○認定こども園整備事業												
○幼稚園耐震化促進事業												
○認定こども園事業費												
(2) 認定こども園等の環境整備等事業												
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備												
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援												
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業												
3 すべての子ども・家庭への支援												
4 ひとり親家庭等への支援の拡充												
(1) 高等技能訓練促進費等事業												
○高等技能訓練促進費												
○入学支援修了一時金												
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業												
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業												
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業												
○戸別訪問による相談支援等												
○就業活動支度の費用についての支援												
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業												
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業												
5 社会的養護の拡充												
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業												
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業												
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業												
6 児童虐待防止対策の強化												
7 保育所等の複合化・多機能化												
8 幼稚園等の複合化・多機能化												
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等												
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実												
11 その他事業（都道府県事務費）												
小計額												
運用益												
文部科学省関係												
子ども家庭庁関係												
合計額（b）												
文部科学省関係												
子ども家庭庁関係												

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)												
(1) 認定こども園整備等事業												
○認定こども園整備事業												
○幼稚園耐震化促進事業												
○認定こども園事業費												
(2) 認定こども園等の環境整備等事業												
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備												
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援												
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業												
3 すべての子ども・家庭への支援												
4 ひとり親家庭等への支援の拡充												
(1) 高等技能訓練促進費等事業												
○高等技能訓練促進費												
○入学支援修了一時金												
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業												
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業												
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業												
○戸別訪問による相談支援等												
○就業活動支度の費用についての支援												
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業												
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業												
5 社会的養護の拡充												
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業												
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業												
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業												
6 児童虐待防止対策の強化												
7 保育所等の複合化・多機能化												
8 幼稚園等の複合化・多機能化												
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等												
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実												
11 その他事業（都道府県事務費）												
小計額												
運用益												
文部科学省関係												
厚生労働省関係												
合計額（b）												
文部科学省関係												
厚生労働省関係												

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(令和元年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(令和元年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修了一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業(都道府県事務費)									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									
合計額(b)									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修了一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
11 その他事業(都道府県事務費)									
小計額									
運用益									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									
合計額(b)									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流用元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(令和2年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 特種児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(令和2年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額	運用益 繰入額	区分間流用 増減額	年度内 支出額	要国庫 返納額	年度末 保管額	備考
	A	B	C	D	E	A+B+C-D-E	
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 特種児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
不妊に悩む方への特定治療支援事業									
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和3年1月1日以降治療終了分)									
11 その他事業（都道府県事務費）									
12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等（子ども家庭庁関係）									
無償化実施のための事務及びシステム改修等									
多子世帯保育料負担軽減支援									
小計額									
運用益									
子ども家庭庁関係（幼児教育・保育の無償化に係る事務費等を除く）									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係（幼児教育・保育の無償化に係る事務費等に限り）									
合計額（b）									
子ども家庭庁関係（幼児教育・保育の無償化に係る事務費等を除く）									
文部科学省関係									
子ども家庭庁関係（幼児教育・保育の無償化に係る事務費等に限り）									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園耐震化促進事業									
○認定こども園事業費									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進費等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援修一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支度の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設等の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所等の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
不妊に悩む方への特定治療支援事業									
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和3年1月1日以降治療終了分)									
11 その他事業（都道府県事務費）									
12 幼児教育・保育の無償化に係る事務費等（内閣府関係）									
無償化実施のための事務及びシステム改修等									
多子世帯保育料負担軽減支援									
小計額									
運用益									
内閣府関係									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									
合計額（b）									
内閣府関係									
文部科学省関係									
厚生労働省関係									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
 (注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
 (注3) 区分間流用を行った場合は、流元または流用先を備考欄に記載すること。
 (注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
 ※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減すること。

改正後

(令和3年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(令和3年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事業等							
○電力需給対策に対応した休日保育特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

Table with columns for various categories (e.g., 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15) and rows for sub-items (e.g., (1) 認定こども園整備等事業, (2) 認定こども園等の環境整備等事業, (3) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援, etc.). Includes a summary row for '小計' and '運用益'.

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間売上増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対算事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間利用を行った場合は、費用元金は費用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要員返納額には、積算により返納に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正前

Table with columns for various categories (e.g., 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15) and rows for sub-items (e.g., (1) 認定こども園整備等事業, (2) 認定こども園等の環境整備等事業, (3) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援, etc.). Includes a summary row for '小計' and '運用益'.

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間売上増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対算事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間利用を行った場合は、費用元金は費用先を備考欄に記載すること。
(注4) 要員返納額には、積算により返納に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正後

(令和4年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(令和4年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園新卒生転入促進事業									
○認定こども園事業									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育者確保のための幼稚園転入枠拡充支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援等一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支援の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 個人保護施設等の利用者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の人質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
不妊に悩む方への特定治療支援事業									
不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）									
不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）									
11 その他事業（報道発表事項）									
12 幼児教育・保育の質向上に係る事務費等（ 令和3年度以降 ）									
簡便化実施のための事務及びシステム改善等									
多子世帯保育料負担軽減支援									
13 新たな子育て支援策の基盤を早期に整備していくための支援									
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能整備事業									
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能強化事業									
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特別事業									
(4) 保護者支援臨時特別事業									
(5) 子どもの居場所支援整備事業									
(6) 子どもの居場所支援臨時特別事業									
(7) 子育て短期支援整備事業									
(8) 子育て短期支援臨時特別事業									
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業									
(10) 特定妊婦等支援整備事業									
(11) 特定妊婦等支援臨時特別事業									
(12) 妊婦訪問支援事業									
(13) 社会的養護自立支援整備事業									
(14) 社会的養護自立支援実施把握事業									
(15) 児童相談所一時保護所等整備事業									
○児童相談所一時保護施設整備事業									
○一時保護専用施設整備事業									
○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業									
○一時保護専用施設改善支援事業									
小計額									
運用益									
2-1-1 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
2-1-2 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
2-1-3 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
合計額（b）									
2-1-4 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
2-1-5 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流出増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業等にも記入すること。
(注3) 区分間運用を行った場合は、運用益または損失額を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)									
(1) 認定こども園整備等事業									
○認定こども園整備事業									
○幼稚園新卒生転入促進事業									
○認定こども園事業									
(2) 認定こども園等の環境整備等事業									
○幼児教育の質の向上のための緊急環境整備									
○認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援									
○保育者確保のための幼稚園転入枠拡充支援事業									
3 すべての子ども・家庭への支援									
4 ひとり親家庭等への支援の拡充									
(1) 高等技能訓練促進等事業									
○高等技能訓練促進費									
○入学支援等一時金									
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業									
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業									
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業									
○戸別訪問による相談支援等									
○就業活動支援の費用についての支援									
(5) ひとり親家庭等の在宅就業支援事業									
(6) 個人保護施設等の利用者（DV被害者等）等に対する就業支援事業									
5 社会的養護の拡充									
(1) 児童養護施設の退所者等の就業支援事業									
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業									
(3) 児童養護施設等の職員の人質向上のための研修事業									
6 児童虐待防止対策の強化									
7 保育所の複合化・多機能化									
8 幼稚園等の複合化・多機能化									
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等									
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実									
不妊に悩む方への特定治療支援事業									
不妊に悩む方への特定治療支援事業（令和3年1月1日以降治療終了分）									
不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）									
11 その他事業（報道発表事項）									
12 幼児教育・保育の質向上に係る事務費等（ 令和3年度以降 ）									
簡便化実施のための事務及びシステム改善等									
多子世帯保育料負担軽減支援									
13 新たな子育て支援策の基盤を早期に整備していくための支援									
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能整備事業									
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機能強化事業									
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特別事業									
(4) 保護者支援臨時特別事業									
(5) 子どもの居場所支援整備事業									
(6) 子どもの居場所支援臨時特別事業									
(7) 子育て短期支援整備事業									
(8) 子育て短期支援臨時特別事業									
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業									
(10) 特定妊婦等支援整備事業									
(11) 特定妊婦等支援臨時特別事業									
(12) 妊婦訪問支援事業									
(13) 社会的養護自立支援整備事業									
(14) 社会的養護自立支援実施把握事業									
(15) 児童相談所一時保護所等整備事業									
○児童相談所一時保護施設整備事業									
○一時保護専用施設整備事業									
○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業									
○一時保護専用施設改善支援事業									
小計額									
運用益									
2-1-1 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
2-1-2 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
2-1-3 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
合計額（b）									
2-1-4 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									
2-1-5 児童福祉関係（ 令和3年度以降 ）									

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流出増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業等にも記入すること。
(注3) 区分間運用を行った場合は、運用益または損失額を備考欄に記載すること。
(注4) 要国庫返納額には、精算により国庫に返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正後

改正前

(令和5年度交付分)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 挿入額 B	区分間活用 増減額 C	年度内 支出額 D	要項庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D+E	備考
1. 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改善事業							
○家庭的保育改善事業							
○家庭的保育費補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 稼働児童発達支援センター強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可外移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特別事業							
○保育施設確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 働き掛け対策に対応した特別事 業等							
○働き掛け対策に対応した休日保育 特別事業等							
○働き掛け対策に対応した早登の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

改正前

<p>2. 教育サービス等の充実 〔文科科学支援費〕</p> <p>(1) 認定こども園整備事業 ○認定こども園整備事業 ○幼保連携型認定こども園整備事業 ○認定こども園整備事業 (2) 認定こども園等の整備整備事業 ○幼保連携型の取組のための緊急 整備事業 ○認定こども園等に小規模の保 幼連携型施設を整備する ○保育教職員のための幼保連携 型施設整備事業</p> <p>3. すべての子ども、子育ての支援</p> <p>4. ひとり親家庭等への支援の充実</p> <p>(1) 高等教育特別奨励金整備事業 ○高等教育特別奨励金 ○入学支援費の一部 (2) 奨励金を受けるとして授業料に 相当する授業料免除等 (3) 奨励金の取組を行う産学連携 型ならびに産学連携型等 (4) 奨励金・社会活動型奨励金の特別 奨励金 ○特別奨励金による特別支援 ○教育活動実践の費用についての支 援 (5) ひとり親家庭等の子育て支援 (6) 個人型教育貯蓄の活用等〔NISA 優待〕等に対する授業支援事業</p> <p>5. 社会的責任の充実</p> <p>(1) 児童養育施設の子供たちの就業 支援事業 (2) 児童養育施設の子供たちの 職業体験事業 (3) 児童養育施設の子供たちの 職業訓練事業</p> <p>6. 児童虐待防止対策の強化</p> <p>7. 児童相談所の機能強化・系統化</p> <p>8. 児童福祉の機能強化・系統化</p> <p>9. 子ども、子育て支援制度に付随する システム構築等</p> <p>10. 子育て支援制度への特別地域支援 制度の充実</p> <p>11. 特別地域支援制度 ○特別地域支援制度 (令和3年度より1自治体単位で行 う) 特別地域支援制度 ○特別地域支援制度 (特別地域支援制度への円滑な移行 支援等)</p> <p>12. その他事業（新設制度等）</p> <p>13. 幼児教育・保育の無償化に係る専 用口座の運用開始 ○専用口座の運用開始システム 構築等</p> <p>14. 子育て支援制度に係る業務の 効率化</p> <p>15. 新たな子育て支援制度の運用に 係る業務</p> <p>(1) 母子保健、児童福祉一元的 対応支援事業</p> <p>(2) 母子保健、児童福祉一元的 対応支援事業等</p> <p>(3) 子育て支援制度に係る業務の 効率化</p> <p>(4) 保護者支援特別事業</p> <p>(5) 子どもの発達支援事業</p> <p>(6) 子どもの発達支援特別 事業</p> <p>(7) 子育て支援支援事業</p> <p>(8) 子育て支援支援特別事業</p> <p>(9) 一級関わり型児童相談所 —事業—</p> <p>(10) 特定支援事業</p> <p>(11) 特定支援事業特別事業</p> <p>(12) 経済的支援事業</p> <p>(13) 社会的養育自立支援事業</p> <p>(14) 社会的養育自立支援特別 事業</p> <p>(15) 児童相談所—幼保連携型 —事業— ○児童相談所—幼保連携型 事業 ○一級関わり型児童相談 所—事業— ○児童相談所—幼保連携型の 生活向上 のための支援事業 ○一級関わり型児童相談所 に対する支援事業</p>		
<p>小規模</p> <p>認定こども園等（幼児教育、保育） の施設に係る事業費等</p> <p>文科科学支援費</p> <p>認定こども園等（幼児教育、保育） の施設に係る事業費等</p>		
<p>合計</p> <p>認定こども園等（幼児教育、保育） の施設に係る事業費等</p> <p>文科科学支援費</p> <p>認定こども園等（幼児教育、保育） の施設に係る事業費等</p>		

〔注1〕区分一々に児童福祉費、保育施設入費、区分間費用繰越、年度別支出額、年度別支出額を記入すること。

〔注2〕事業的支出科目、特別措置費等にも記入すること。

〔注3〕区分間費用を行った場合は、費用等または費用発生費等に記載すること。

〔注4〕要綱に記載には、優先により繰越に要する場合に記載すること。

※運用指示書等に振り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正後

(合計)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正前

(合計)

(単位：千円)

区分・事業内容	年度当初 保管額 A	運用益 繰入額 B	区分間流用 増減額 C	年度内 支出額 D	要国庫 返納額 E	年度末 保管額 A+B+C-D-E	備考
1 保育サービス等の充実 (文部科学省関係を除く)							
(1) 保育所等整備事業							
○保育所緊急整備事業							
○小規模保育整備事業							
○賃貸物件による保育所整備事業							
○子育て支援のための拠点施設整備 事業							
○放課後児童クラブ設置促進事業							
(2) 広域的保育所利用事業							
(3) 家庭的保育改修等事業							
○家庭的保育改修事業							
○家庭的保育賃借料補助事業							
○家庭的保育者研修事業							
(4) 待機児童解消加速化プラン強化事 業							
○グループ型小規模保育事業							
○認可外保育施設運営支援事業							
○地域型保育・子育て支援モデル事 業							
○認可化移行総合支援事業							
○民有地マッチング事業							
(5) 子育て支援交付金からの移行事業							
○乳児家庭全戸訪問事業							
○養育支援訪問事業							
○ファミリー・サポート・センター 事業							
○子育て短期支援事業							
○地域子育て支援拠点事業							
○一時預かり事業							
○へき地保育事業							
○子どもを守る地域ネットワーク機 能強化事業							
(6) 保育士人材確保等事業							
○保育士研修等事業							
○保育士・保育所支援センター開設 等事業							
○認可外保育施設保育士資格取得支 援事業							
○保育士修学資金貸付事業							
○保育士等処遇改善臨時特例事業							
○保育教諭確保のための保育士資格 取得支援事業							
○幼稚園教諭免許状を有する者の保 育士資格取得支援事業							
○保育所等保育士資格取得支援事業							
(7) 電力需給対策に対応した特別事 業等							
○電力需給対策に対応した休日保育 特別事業等							
○電力需給対策に対応した児童の居 場所づくりのための特別事業							
(8) 認定こども園整備等事業							
○認定こども園整備事業							
○認定こども園事業費							
(9) 小規模保育事業							
○小規模保育設置促進事業							
○小規模保育運営支援事業							
(10) 利用者支援事業							

改正後

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)												
(1) 認定こども園整備等事業												
○認定こども園整備事業												
○幼稚園顕彰促進事業												
○認定こども園事業費												
(2) 認定こども園等の環境整備等事業												
○幼児教育の質の向上のための総合環境整備												
○認定こども園等における教育の質の向上のための環境整備												
○保育教諭確保のための幼稚園転換免許状取得支援事業												
3 すべての子ども・家庭への支援												
4 ひとり親家庭等への支援の拡充												
(1) 高等技能訓練促進等事業												
○高等技能訓練促進費												
○入学支援一時金												
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業												
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業												
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業												
○戸別訪問による相談支援等												
○就業活動支援の費用についての支援												
(5) ひとり親家庭等の住宅就業支援事業												
(6) 個人保護施設等の受入者（DV被害者等）等に対する就業支援事業												
5 社会的養護の拡充												
(1) 児童養護施設の受入者等の就業支援事業												
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業												
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業												
6 児童虐待防止対策の強化												
7 保育所等の複合化・多機能化												
8 幼稚園等の複合化・多機能化												
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等												
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充												
不妊に悩む方への特定治療支援事業												
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和3年1月1日以降治療終了分)												
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)												
11 その他事業（都道府県事務費）												
12 幼児教育、保育の無償化に係る事務費等 (<u>行政手続関係</u>)												
無償化実施のための事務及びシステム改善等												
多子世帯保育料負担軽減支援												
13 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援												
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業												
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業												
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特別事業												
(4) 保護者支援臨時特別事業												
(5) 子どもの居場所支援臨時特別事業												
(6) 子どもの居場所支援臨時特別事業												
(7) 子育て短期支援臨時特別事業												
(8) 子育て短期支援臨時特別事業												
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業												
(10) 特定妊婦等支援臨時特別事業												
(11) 特定妊婦等支援臨時特別事業												
(12) 妊婦訪問支援事業												
(13) 社会的養護自立支援整備事業												
(14) 社会的養護自立支援実態把握事業												
(15) 児童相談所一時保護所等整備事業												
○児童相談所一時保護施設整備事業												
○一時保護専用施設整備事業												
○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業												
○一時保護専用施設改修費支援事業												
小計額												
運用益												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
合計額（a）												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流用先または流用元を備考欄に記載すること。
(注4) 要領庫送納額には、精算により返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正前

2 保育サービス等の充実 (文部科学省関係)												
(1) 認定こども園整備等事業												
○認定こども園整備事業												
○幼稚園顕彰促進事業												
○認定こども園事業費												
(2) 認定こども園等の環境整備等事業												
○幼児教育の質の向上のための総合環境整備												
○認定こども園等における教育の質の向上のための環境整備												
○保育教諭確保のための幼稚園転換免許状取得支援事業												
3 すべての子ども・家庭への支援												
4 ひとり親家庭等への支援の拡充												
(1) 高等技能訓練促進等事業												
○高等技能訓練促進費												
○入学支援一時金												
(2) 職業訓練を受けるひとり親家庭に対する託児サービス提供事業												
(3) 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭に対する就業支援事業												
(4) 就業・社会活動困難者への戸別訪問事業												
○戸別訪問による相談支援等												
○就業活動支援の費用についての支援												
(5) ひとり親家庭等の住宅就業支援事業												
(6) 個人保護施設等の受入者（DV被害者等）等に対する就業支援事業												
5 社会的養護の拡充												
(1) 児童養護施設の受入者等の就業支援事業												
(2) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業												
(3) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業												
6 児童虐待防止対策の強化												
7 保育所等の複合化・多機能化												
8 幼稚園等の複合化・多機能化												
9 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等												
10 不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充												
不妊に悩む方への特定治療支援事業												
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (令和3年1月1日以降治療終了分)												
不妊に悩む方への特定治療支援事業 (不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)												
11 その他事業（都道府県事務費）												
12 幼児教育、保育の無償化に係る事務費等 (<u>行政手続関係</u>)												
無償化実施のための事務及びシステム改善等												
多子世帯保育料負担軽減支援												
13 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援												
(1) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業												
(2) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業												
(3) 子育て世帯訪問支援臨時特別事業												
(4) 保護者支援臨時特別事業												
(5) 子どもの居場所支援臨時特別事業												
(6) 子どもの居場所支援臨時特別事業												
(7) 子育て短期支援臨時特別事業												
(8) 子育て短期支援臨時特別事業												
(9) 一時預かり利用者負担軽減事業												
(10) 特定妊婦等支援臨時特別事業												
(11) 特定妊婦等支援臨時特別事業												
(12) 妊婦訪問支援事業												
(13) 社会的養護自立支援整備事業												
(14) 社会的養護自立支援実態把握事業												
(15) 児童相談所一時保護所等整備事業												
○児童相談所一時保護施設整備事業												
○一時保護専用施設整備事業												
○児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業												
○一時保護専用施設改修費支援事業												
小計額												
運用益												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
合計額（b）												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												
子ども家庭部門（行政手続関係）の確保に係る児童福祉費削減、文部科学省関係												

(注1) 区分ごとに年度当初保管額、運用益繰入額、区分間流用増減額、年度内支出額、年度末保管額を記入すること。
(注2) 年度内支出額は、特別対策事業ごとにも記入すること。
(注3) 区分間流用を行った場合は、流用先または流用元を備考欄に記載すること。
(注4) 要領庫送納額には、精算により返納する場合に記載すること。
※運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

改正後

8 事業実施状況

〔保育サービス等の充実〕

(1) 保育所等整備事業

①～② 略

③ 認定こども園整備等事業

ア 認定こども園整備事業

	実施か所数	増加定員数	備 考
幼稚園型の保育所機能	か所	人	(こども家庭庁関係)
幼保連携型の幼稚園	か所	人	(文部科学省関係)
保育所型の幼稚園機能	か所	人	
長時間預かり保育等を実施する私立幼稚園(要領2(2)④)	か所	人	(こども家庭庁関係)

(注) 「実施か所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備をした認定こども園数を類型別に記入すること。
「増加定員数」には、安心こども基金による施設整備により増加した定員数を類型別に記入すること。

イ 認定こども園事業費

(7) 機能部分に対する補助

	実施か所数	入所児童数		備 考
幼稚園型の保育所機能	か所	4歳以上児	人	(こども家庭庁関係)
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	
		乳児	人	
保育所型の幼稚園機能	か所		人	(文部科学省関係)

(注) 「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。
「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、該当する機能部分の入所児童数を類型別に記入すること。

(イ) 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

	実施か所数	入所児童数		備 考
幼保連携型を構成する幼稚園	か所	4歳以上児	人	(こども家庭庁関係)
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	
幼稚園型を構成する幼稚園	か所	4歳以上児	人	
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	

(注) 「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。
「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、幼稚園部分に入所する本事業の対象となった入所児童数を類型別に記入すること。

ウ 幼稚園耐震化促進事業

改築前の類型	実施か所数
幼保連携型の認定こども園	か所
幼稚園型の認定こども園	か所
認定こども園化を予定する幼稚園	か所

(注) 「実施か所数」には、本事業により、年度中に施設整備をした幼稚園数を類型別に記入すること。

④ 略

改正前

8 事業実施状況

〔保育サービス等の充実〕

(1) 保育所等整備事業

①～② 略

③ 認定こども園整備等事業

ア 認定こども園整備事業

	実施か所数	増加定員数	備 考
幼稚園型の保育所機能	か所	人	(厚生労働省関係)
幼保連携型の幼稚園	か所	人	(文部科学省関係)
保育所型の幼稚園機能	か所	人	
長時間預かり保育等を実施する私立幼稚園(要領2(2)④)	か所	人	(厚生労働省関係)

(注) 「実施か所数」には、安心こども基金により、年度中に施設整備をした認定こども園数を類型別に記入すること。
「増加定員数」には、安心こども基金による施設整備により増加した定員数を類型別に記入すること。

イ 認定こども園事業費

(7) 機能部分に対する補助

	実施か所数	入所児童数		備 考
幼稚園型の保育所機能	か所	4歳以上児	人	(厚生労働省関係)
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	
		乳児	人	
保育所型の幼稚園機能	か所		人	(文部科学省関係)

(注) 「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。
「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、該当する機能部分の入所児童数を類型別に記入すること。

(イ) 幼稚園で実施する長時間預かり保育に対する補助

	実施か所数	入所児童数		備 考
幼保連携型を構成する幼稚園	か所	4歳以上児	人	(厚生労働省関係)
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	
幼稚園型を構成する幼稚園	か所	4歳以上児	人	
		3歳児	人	
		1, 2歳児	人	

(注) 「実施か所数」には、本事業を行った認定こども園数を類型別に記入すること。
「入所児童数」には、本事業を行った認定こども園について、幼稚園部分に入所する本事業の対象となった入所児童数を類型別に記入すること。

ウ 幼稚園耐震化促進事業

改築前の類型	実施か所数
幼保連携型の認定こども園	か所
幼稚園型の認定こども園	か所
認定こども園化を予定する幼稚園	か所

(注) 「実施か所数」には、本事業により、年度中に施設整備をした幼稚園数を類型別に記入すること。

④ 略

改正後	改正前
<p>(2) ~ (10) 略</p> <p>[ひとり親家族等への支援の拡充] ～ [新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援] 略</p> <p>9 添付資料 略</p> <p>別添様式 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について 略</p>	<p>(2) ~ (10) 略</p> <p>[ひとり親家族等への支援の拡充] ～ [新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援] 略</p> <p>9 添付資料 略</p> <p>別添様式 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について 略</p>